

平成22年（2010年）紀北町3月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成22年3月3日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年3月3日（水）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
9番	平野倅規	10番	岩見雅夫
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不 応 招 議 員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	紀平 勉
会計管理者	長野季樹	総務課長	川合誠一
財政課長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企画課長	中場 幹	税務課長	平谷卓也
住民課長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	村島成幸
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿	監 査 委 員	井上 寛

職務の為出席者

事務局長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 東 澄代	17番 松永征也
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

去る 2 月 9 日に開催されました全国町村議会議長会の第 61 回定期総会において、地方議会の議員として 15 年以上の在職者に対する表彰式が行われました。本町議会からも川端龍雄議員が自治功労者表彰をお受けになっておられます。

川端龍雄君は平成 6 年 12 月以来、旧海山町議会議員として当選すること 2 回、さらに合併後の紀北町議会議員選挙においても当選され、現在に至るまでの 15 年 3 ヶ月の長きにわたり、住民の代表として町政に参画し、地方自治の発展と町民の福祉向上に多大の貢献をされたものであります。また、合併時には合併協議会委員として就任され、両町の合併に積極的にお取り組みをいただきました。常に町政の各方面にわたり献身努力されるその姿勢が、合併後、紀北町議会の初代議長として多くの議員から推挙されたことが、いかに優秀な議員であるかを物語るものであると申せます。

なにとぞ今後とも本町発展のため、ご協力あらんことを切にお願いするとともに、本日、ここにおいて表彰状の伝達を行いたいと思います。川端龍雄君、前へお願いいたします。

表彰状、三重県紀北町 川端龍雄殿

あなたは町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展に寄与せられた、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成 22 年 2 月 9 日、全国町村議会議長会会長 野村弘。代読です。どうもご苦労様でした。

(表彰状の伝達)

北村博司議長

以上で表彰状の伝達式を終わります。

お時間、どうも有り難うございました。

それでは、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 18 名でありまして、定足数に達しております。

1 番 東 篤布君から風邪のため欠席との連絡を受けております。また、3 番 近澤チヅル君から遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

北村博司議長

これより平成22年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月定例会は、平成22年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、提出された諸議案は、平成22年度予算案並びに平成21年度補正予算案のほか条例の改正等25件を数え、町民生活に重大な関連のある、かつ、その内容も多種多様にわたる膨大なものでございまして、会期も相当の日数を予定するところではありますが、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。いまだ寒さ厳しいおりから、議員各位には十分ご自愛のうえ、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

北村博司議長

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布いたしましたとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それではまず、会期日程表をご覧ください。

平成22年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月3日、水曜日、9時30分、本会議、開会、町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論採決、議案上程、説明、なお一般質問の受付は本日の午前8時30分から行っております。

第2日、3月4日、木曜日、休会。

第3日、3月5日、金曜日、9時30分、本会議、質疑、委員会付託、なお一般質問の受付締切が午後2時までとなります。

第4日、3月6日、第5日、3月7日は休日でございます。

第6日、3月8日、月曜日、休会としまして、常任委員会の開催となります。

第7日、3月9日、火曜日、休会。

第8日、3月10日、水曜日、休会、常任委員会。

第9日、3月11日、木曜日、休会、常任委員会。

第10日、3月12日、金曜日、休会としまして、常任委員会の予備日といたします。

第11日、3月13日、第12日、3月14日は休日でございます。

第13日、3月15日、月曜日、休会。

第14日、3月16日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第15日、3月17日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第16日、3月18日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第17日、3月19日、金曜日、休会でございます。

第18日、3月20日、第19日、3月21日、第20日、3月22日は休日でございます。

第21日、3月23日、火曜日、9時30分、本会議としまして、委員長報告のあと、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成22年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年3月3日（水曜日）9時30分開議

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 町政の一般説明 |
| 第6 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第7 | 議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例 |
| 第13 | 議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 第14 | 議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について |
| 第15 | 議案第9号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について |
| 第16 | 議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について |
| 第17 | 議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について |
| 第18 | 議案第12号 工事施行変更協定の締結について |

- 第19 議案第13号 紀北町道の路線認定について（中州9号線）
- 第20 議案第14号 紀北町道の路線認定について（片上18号線）
- 第21 議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算
- 第27 議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28 議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算
- 第29 議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第24号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第31 議案第25号 平成22年度紀北町水道事業会計予算
- 第32 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 第33 陳情案件

以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永 征也君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3月3日から3月23日までの21日間といたしたいと思ます。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間に決定いたしました。

日程第 3

北村博司議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る2月25日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、意見書及び陳情等についてであります。平和市長会議会長及び副会長の連名で、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議を求める要請がきております。議会運営委員会の協議の結果、意見書の提出にあたりましては議会運営委員会から提出をしていただくことで確認がなされております。議会運営委員会においては、誠に申し訳ございませんが、何卒よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

本定例会までに提出されました陳情は6件であります。そのうち、議会運営委員会での協議の結果、2件を受理し、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。なお、あとの4件については町外から提出されたものであり、全議員に配布のみとすることとし、

その趣旨に賛同する議員から意見書案を提出していただきたいと思います。

次に、長からの提出議案等についてであります。定例会において提案され受理した案件は、諮問が1件、議案については第1号から第25号までの25件、報告1件で、合計27件となっております。

なお、追加が予定される副町長の人事に関する同意議案でありますけれども、基本的には会期最終日の日程に追加日程として取り扱うことが習わしとなっており、また現副町長在任中であっても、あらかじめ後任の副町長の選任の同意を得ることは可能であるということから、議会運営委員会においても、最終日の日程に追加日程として取り扱うことの確認をちょうだいしておりますので、そのような取り扱いをいたしたいと思います。なお、議案が提出されましたら、議会運営委員会を開催し報告させていただくとともに、事前に全議員に対し周知させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、一般質問通告書の受付についてであります。議会の申し合わせにより、3月定例会における受付締め切りについては、会期第2日目の午後2時までとなっておりますが、明日は休会でございますので、本定例会においては通告書の締め切り期限を第3日、3月5日の午後2時までとすることといたしております。なお、第3日目は各議案等の質疑を行う予定でありますので、締め切り時間につきましては十分ご注意をいただきますようお願い申し上げます。3月5日の午後2時です。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成21年度普通会計の11月分から1月分までと、平成21年度水道事業会計の11月分から1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告をいただいております。報告書は議会図書室に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合議会等の開催についてであります。3月25日、木曜日、午後3時30分から東紀州農業共済事務組合議会の全員協議会と本会議の開催、また3月29日、月曜日、午前10時から三重紀北消防組合議会、同日、午後1時30分から広域連合議会の開催、さらに3月30日、火曜日の午前10時から荷坂やすらぎ苑組合議会の開催となっております。組合議会議員におかれましては、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、紀北町開発公社の理事会につきましても、3月26日、金曜日、午前9時30分から開催となっております。出席のほど、お願い申し上げます。

次に、議長会に関する事項であります。三重県町村議会議長会会長から、地方議会議員年金制度の長期安定化に関して、制度の維持存続など、地元選出の国会議員に対し面談要望を

行っていただきたいという要請がございます。面談要望活動については正副議長と議会運営委員会の正副委員長の4人で行うことにいたしましたので、ご報告を申し上げます。

また、2月22日に開催されました町村議会議長会の理事会において、副会長でありました大台町の中西議長が退任されたことにより、新たに多気町の森田善昌（よしまさ）議長が副会長に就任されました。なお、三重県市町職員退職手当組合議会議員としても承認がされましたのでご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がございましたので、報告を申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月9日、火曜日は各中学校の卒業式、3月19日、金曜日は各小学校の卒業式となっています。ご出席いただきますようお願い申し上げます。なお3月23日、火曜日はふなつ幼稚園の卒園式でありますけれども、日程の都合上、休会とすることが出来ない状況でありますので、議長から幼稚園に対し、その旨申し伝えをさせていただきましたので、ご了承お願い申し上げます。3月24日は紀伊長島幼稚園と引本幼稚園の卒園式となっています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、ご寄附に関する行政報告をさせていただきます

す。

去る、12月22日に日本土石工業株式会社、代表取締役社長 椋野怜史様より歳末助け合い運動協賛金の一助として30万円のご寄附をいただきました。ご寄附に対しまして心から感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日ここに、平成22年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端と予算案の概要を申し述べさせていただきます。

まず、はじめに、昨年11月に町長に就任させていただいて以来、議員の皆さま並びに町民の皆さまには、多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

町長就任以来、直接現場を訪ねたり、多くの方々とのコミュニケーションを重ねたりする中で、本町の抱える課題を改めて直視し、その重大さ、そして緊急性について痛感しているところであります。

現下の社会経済情勢に目を向けますと、景気の回復傾向は見られるものの、一昨年秋のリーマン・ショック後の金融危機や世界不況による影響が未だ消えておりません。

加えて、円高や物価の持続的な下落、雇用環境の悪化などから景気の二番底も懸念されております。

こうした状況の中、政府は、「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規模の両立」を基本理念として予算編成を行ったところであ

ります。

しかしながら、国・地方を通じた財政環境は、増加する社会保障給付、少子化への対応などにより、今後も一段と厳しさを増していくものと見込まれ、引き続き厳しい舵取りが求められていると認識をいたしております。

このような中、本町の平成22年度当初予算は、次の考え方を基本に編成したところであります。

この平成22年度当初予算は、私が町長に就任いたして初めての年間予算でございますので、将来にわたり持続可能な健全財政を維持することを基本としつつも、一方で、本町の将来を見据えた重要な課題に取り組んでいくことといたしました。

その中でも特に、紀北町の未来を担う子どもを育むための支援策や教育環境の充実、町民の皆さまの生活の安心を支える福祉施策、町民の皆さまの暮らしを支える源泉となる地域活力の活性化策などの取り組みについて力を注いでいるところであります。

これらの事業を、重点的に施策化していくことにより、誰もが将来にわたり夢と希望をもって暮らすことができるまちづくりを強力に推進してまいりたいと考えております。

また、国の第2次補正予算に対応し、地域活性化・きめ細かな臨時対策交付金事業を活用した平成21年度補正予算第4号により繰越して実施するものを含めた13カ月予算により、地区集会所の改修、生活道路・下排水路や河川の整備、生涯学習施設の整備、小・中学校等教育施設の整備など、町民の皆さまの生活に直接関連した事業の推進も図っていくものであります。

このような考え方をもとに、予算編成を行った結果、本町の平成22年度一般会計当初予算の総額は91億 1,828万 2,000円で、前年度に比べ 5.5パーセントの伸びとなるなど、積極的な予算編成となりました。

また、補正予算第4号で計上している、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費を加えた13カ月の予算ベースでの予算総額は93億 3,652万 9,000円となっております。

それでは、紀北町第1次総合計画、基本目標に基づき、重点的な施策について申し上げます。

施策の一つ目の「自然と共生し、快適で安心してくらするまちづくり」についてですが、本町にとりまして、何よりも心配なのは、近いうちに高い確率で発生すると言われております東海・東南海・南海地震の発生と、これらの大地震による津波の襲来であります。

そこで、災害に強い地域コミュニティを育成するため、自主防災組織と共同の総合防災訓

練を実施してまいります。

また津波避難対策では、これまでも数々の津波避難路等の整備を行ってきたところですが、本年度におきましても、海山区の引本地区に避難路階段の設置をいたします。

消防業務では、火災から住民の生命、財産を守るため、消防団詰所の整備や消防団資機材搬送車の購入などを行い、消防力の強化に努めてまいります。

また、緊急業務（救急業務の読み違い。P19訂正あり）は、年々増加しておりまして、傷病者の救命率の向上が急務であります。このため、緊急隊員（救急業務の読み違い。P19訂正あり）のより高度な技術の習得と、医療関係機関との密接な協力体制の構築を推進してまいります。

本町は、恵まれた自然環境の中で、自然と調和した営みが繰り返されてきました。今後も、この環境を次の世代に継承していくためにも、環境の保全と資源の有効利用を図り、環境負荷の低減に積極的に取り組んでまいります。

そのため、ごみ減量に関する啓発活動・イベントの実施、資源ごみステーションの設置などを実施していく中で、ごみの減量化、リサイクルの推進を図るなど、資源循環型社会の構築をめざしてまいります。

生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及促進に努め、設置に対して、引き続き支援を行ってまいります。

また、環境保全のため水質検査や大気汚染及び、廃棄物の不法投棄の監視強化などを行ってまいります。

港湾・海岸の整備では、県営海岸高潮対策事業により、引き続き、長島港・長島地区の堤防補修補強を実施いたします。

また、呼崎名倉地区においても、堤防補強計画を策定して、事業の促進を図ってまいります。

河川事業では、平成16年9月の豪雨で甚大な被害を受けた、「船津川激甚災害対策特別緊急事業」が、概ね平成21年度で完了しますが、引き続き「船津川河川改修事業」として、河床の掘削、工事用道路撤去等の残事業を実施いたします。

砂防事業では、海山区で事業中の上里地区、矢口浦地区、島勝浦地区で堰堤等の施設整備を継続して行います。

さらに、本年度から新たに、宇山地区の砂防事業に着手いたします。

また、紀伊長島区では、昨年6月に崩落が発生した長島地区急傾斜地崩壊対策事業に着手

をいたします。

交通・通信体系の道路網整備では、近畿自動車道紀勢線が、昨年2月に「紀勢・大内山インターチェンジ」まで開通されましたが、さらに、平成24年度中の「紀伊長島インターチェンジ（仮称）」の開通と、平成25年の式年遷宮に合わせた「熊野市・大泊インターチェンジ（仮称）」までの開通がめざされておりますので、国土交通省や中日本高速道路への協力を行っていく中で、高速道路事業の推進を図ってまいります。

また、県営事業では、「国道422号・紀伊長島インター線」及び「県道矢口浦上里線」、「県道長島港古里線」の整備を引き続き推進してまいります。

町道の整備では、町民の皆さまの日常生活に必要な道路の改良や舗装につきまして、優先順位を定め、きめ細かい整備を進めてまいります。

紀伊長島区におきましては、「古里江の浦線道路整備事業」が平成22年度で完了いたします。

また海山区におきましては、「船津駅前線」、「小山山側線」の道路整備事業を継続して実施していくとともに、「渡利引本線」、「中里1号線」の舗装事業が平成22年度で完了をいたします。

県営・熊野灘臨海公園事業では、海山区・大白地区公園の「多目的広場整備」が今年度より工事に着手をいたします。

紀伊長島区では片上地区公園の「萩原台園地トイレ設置」と、城ノ浜地区公園の「コテージ改修」等を行ってまいります。

次に、施策の二つ目の、「互いに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

少子化対策の基本は、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを行政として整えることとあります。

安心して子育てをしていただけるようにするため、児童の放課後対策として、学童保育事業を推進し、共働きの家庭でも安心して子育てができる環境整備を図っていくための制度を創設いたします。

また、子育て支援センターの運営につきましても、これまでの小規模型を拡充した、ひろば型に移行し、引き続き助成を続けると共に、安心して出産ができるように、公費負担による妊婦健康診査の軽減など広く子育て支援に努めてまいります。

また、乳幼児医療費の無料化につきましては、現在、通院、入院とも未就学児童までとな

っておりますが、入院に限って、小学校6年生まで対象年齢を拡大し、医療費負担の軽減を図り、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

高齢者対策では、誰もがいつまでも生きがいを持って充実した潤いのある生活を送ることができる環境を整備していくことが必要です。

そこで高齢者福祉施策では、寝たきり老人等福祉保健手当の支給、一人暮らし高齢者の緊急事態に対応するための緊急通報装置の設置、日々の見守りも兼ねた配食サービス事業などを継続して実施するほか、介護基盤整備として民間が実施する地域密着型の認知症対応型グループホーム整備に対する助成を実施いたしてまいります。

高齢者の健康対策では、今年度から、特定健診や長寿医療健診、生活機能評価の集団検診の実施や、特定高齢者施策の充実を図るとともに、一般高齢者施策の「地域介護予防活動支援事業」の拡大に努めてまいります。

障がい者福祉施策では、重度の障がいを持つ方に対する医療費の助成、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練給付事業を行うとともに、障がい者の方が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、相談支援、移動支援等を行う地域生活支援事業を充実いたします。

併せて、じん臓機能障がい者の方の通院に要する経済的負担を軽減するため、交通費の助成制度の基準を一部見直し、助成費の拡充を図ってまいります。

町民の皆さまの健康寿命を延ばすためには、健康づくりの推進も重要なことですので、昨年5月に立ち上げた「紀北町民ウォーキングの会」を中心として、さらに会員登録を促し、ウォーキング教室等のイベントもおりませながら広く、ウォーキングを定着させてまいります。

さらには、健康体操も絡めながら、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけてまいります。

また、各種がん検診事業では、「女性特有のがん検診」事業を継続するとともに、受診率向上を図るため、休日の実施や、特定健診、生活機能評価との同時実施等、新たな取組みを実施してまいります。

なお、現在、国民健康保険で行っております脳ドックなどの検査につきましては、対象者数を10名増やして60名に拡充してまいります。

次に、施策の三つ目の、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」であります。

農業振興施策では、県営中山間総合整備事業を活用し、農業用排水路の改修及びため池

等の調査を実施してまいります。

林業振興施策では、森林整備地域活動支援交付事業・造林事業などにより適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」とCO₂の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多面的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ってまいります。

また、木造住宅新築奨励金交付事業により、地元製材の振興を図ってまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会の協力によりニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等の捕獲、駆除や獣害防止用に係る資材費用に対する補助等の対策を実施しておりますが、獣害被害は増加の傾向にありますので、地域住民の方々や農林業関係者と協議し、獣害対策の充実を図ってまいります。

水産業振興施策では、漁業生産基盤の整備、水産資源の増殖を図るための種苗の放流や調査にかかる助成、漁港の維持管理事業、漁業近代化利子補給事業、三重外湾漁協合併に伴う支援、外国人漁業研修生受入対策事業、漁業担い手対策事業などを実施し、水産業の振興を図ってまいります。

また、水産資源管理では、海の環境保全に配慮した、環境・生態系保全活動支援事業に積極的に取り組んでいる漁業者を中心とした活動組織に対する支援を行ってまいります。

商工振興施策では、紀北町商工会と連携し地域の商工業振興に向け、引き続き中小企業指導育成事業による支援を行うとともに、「年末きいながしま港市」への支援を行ってまいります。

また、紀北町の主要な物産である、農林水産物、その加工品などを含めた各種物産のブランド化を進めることにより地場産業の育成を図ってまいります。

雇用情勢が、全国的に大変厳しい状況にある中、雇用の安定を図ることは、暮らしを支える基本でありますことから、昨年に引き続きふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時交付金を活用し、雇用情勢の改善に努めてまいります。

消費者行政では、地方消費者行政活性化基金を活用し、悪徳商法に対応するための冊子配布など、多様化する消費者行政に対応してまいります。

さて本町には、豊かで美しい自然とともに、美味しい食、個性ある歴史・文化など、多様で魅力的な資源が存在しています。

この素晴らしい地域資源を最大限に活かして、本町が「人が来るまち・人が住むまち」となるような魅力あるまちにしていかなければなりません。

そこで観光振興施策では、地域の誇れる資源である海、山、川、熊野古道、地域の伝統文

化を最大限に活用した魅力ある体験メニューなどの提供を行っていくとともに、農林水産物やその加工品など地域ブランドの活用と宿泊などを組み合わせ「廻（めぐり）のまち」の実現を旨とし、六次産業の振興に向け取り組んでまいります。

また本年6月から期間を限定して行われる伊勢自動車道、紀勢自動車道の無料化をにらみ、紀北町商工会、紀北町観光協会、民間事業者の方々とともに協働しながら、紀北町全体のブランド化を図り、紀北町の魅力を最大限に発信してまいります。

また、団塊世代の定年退職者やU I J ターン希望者に空き家情報を発信し、町内への定住を促進するため、町内の空き家を調査する「空き家調査事業」を実施し、その情報を町ホームページ等で提供してまいります。

さらに、町内で働く方々に、新しい世界に触れ新鮮な刺激を受け、仕事や町おこしのヒントを得ていただき、紀北町の町おこしリーダーになっていただくために、先進地の方々から直接話しを聴く機会を提供する「紀北町まちおこしリーダー育成事業」を実施いたします。

次に、施策の四つ目の、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」であります。

学校教育では、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子どもたちにとって安全で安心な学校環境を整えることが求められています。

そこで子どもたちの安全を図る上で、学校施設の耐震化が最重要課題でありますことから、「紀北町学校施設耐震整備計画」に基づき耐震化を順次進めてまいります。現地での改築を予定しています紀北中学校を除くすべての学校の耐震化が、本年度には完了する予定であります。

なお紀北中学校につきましては、現地での改築に向け本年度は実施設計を行い、平成23年度、24年度に改築を行ってまいりたいと考えておりますので、その間、尾鷲高校長島校を仮校舎として利用することにより、生徒の安全確保を図ってまいります。

次に、義務教育がすべての子どもたちに均等に保障されるために、格差を防ぎ機会均等を維持する必要から就学援助費における学校給食費の援助を実費相当額の全額援助に拡充するとともに、奨学金制度の貸与枠の拡充など子育て支援をしてまいります。

また、すべての児童・生徒それぞれが、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある子どもと、ない子どもがともに学び、ともに理解するために、同じ教室で教育をうけることのできる環境をめざし、臨時介助教員の配置を引き続き行うとともに、さらに支援の充実に努めてまいります。

生涯学習では、公民館施設を利用してコンサートや映画など、子どもから高齢者まで楽し

めるよう開催してまいります。また、年齢層に応じた講座などを開催し、学習機会の充実に努めてまいります。その他、町文化協会への支援をとおり、文化サークルの活動の活性化を図ってまいります。

スポーツの振興は、本町を元気にしていくために欠かすことができません。そこで、町体育協会への活動支援を行い、各種スポーツ大会の開催やスポーツクラブの活性化を図ってまいります。

また近年の町民の健康に対する関心の高まりを受け、各種スポーツ教室などを開催し、年齢や体力に応じて楽しくスポーツに触れ合う機会を提供してまいります。

また本町においては、小・中学生のスポーツクラブの活動が盛んに行われ、県大会などで活躍し団体や個人で東海大会や全国大会へ出場するなど、優秀な成績をおさめられておりますことから、全国大会及び東海大会等に出場するための経費助成の拡充を図り、さらなるスポーツの振興を図ってまいります。

次に、施策の五つ目の、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」であります。

国の地方分権改革は一層本格化し、地方交付税の削減等が今後も予想され、地方財政は依然厳しい環境下にあります。

このため、財源の確保を図るとともに、事務事業の見直し等、徹底した経費の節減と創意工夫や適正な職員定数の見直しによる職員数の純減に努め、財政の健全化を図ってまいります。

これからの行政は、町民サービスの充実に図るために、「運営」から「経営」に転換し、本当に必要な部分へ経営資源を投入していかなければなりません。

このため、引き続き財政の健全化に向け行財政改革を推進し、自立できる町づくりに努める所存であります。

さて、平成22年度は行財政改革大綱の最終計画年度であります。これまでの成果としましては、人件費におきましては、定員適正化計画に基づく職員の削減、地方債におきましては、新規起債借り入れ額の抑制や過疎対策事業債、合併特例事業債など普通交付税措置がある有利な起債の借り入れ、また、普通交付税で措置されない地方債の繰上げ償還の実施などによりまして、将来負担の軽減に努めてきたところであります。

この結果、地方債残高は、平成21年度末で 120億円となる見込みであります。平成22年度は学校の耐震化事業に伴う町債や普通交付税からの振替分である臨時財政対策債の増加に

より、平成22年度末では 124億円となる見込であります。

一方、基金残高は、平成22年度末には、27億 8,000万円になる見込みであり、平成17年度末に比べ約17億 2,000万円増加する見込みであります。

以上、紀北町第1次総合計画、基本目標に基づき、重点的な施策について申し上げてきましたが、そのほかの直面する重要案件につき申し述べさせていただきます。

まず、本庁舎移転問題についてであります。合併協定、本庁舎、紀北中学校等、紀北町として総合的な観点から判断しました結果、尾鷲高校長島校跡地を購入し、一時、紀北中学校の仮校舎として利用するとともに、その後、本庁舎移転及び生涯学習施設として活用したいと考えております。

そのため、本庁舎移転につきましては、平成22年度に用地購入、平成23年度に実施設計、平成24年度には改修工事を行い移転する3カ年事業と考えておきまして、平成22年度当初予算におきましては、尾鷲高校長島校跡地を庁舎等用地として取得するための経費を計上いたしております。

次に、産廃訴訟に係る損害賠償請求事件についてであります。去る1月8日に私が主宰する対策チームを設置し、訴訟代理人である弁護士と連携を図りながら、裁判に関する疑問点や問題点を整理し、勉強を進めていくとともに、情報収集や情報提供のあり方等についての検討も進めております。

この取り組みとあわせ、訴訟代理人である弁護士の方々とも十分協議を重ねながら、勝訴に向け最善を尽くしてまいります。

以上の重要課題のほかにも、関係各位の皆さまからたくさんの要望がありますが、限られた予算の中で充分配慮しつつ「最小の経費で最大の効果を挙げること」を念頭におきながら、町政の推進に最善の努力をし、この町に住んでよかったと思えるような町づくりをしたいと考えております。

私は、合併をして5年目を迎える紀北町が、新たな飛躍を確実なものとするために、常に町民の皆さまの視点に立ち、町民の皆さまの声と願いを行政に反映させてまいり所存でありますので、今後とも、議員の皆さまのご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

北村博司議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

さきほどの町長の所信表明の中ですね、3ページの、私たちいただいております資料の3ページではですね、3ページの2行目と3行目、救急業務という言葉と救急隊員という言葉があるんですが、町長は緊急業務と緊急隊員というふうに言われたんです。それでどちらが正しいのか質していただきたいと思います。

北村博司議長

読み間違いだそうです。はい、よろしいでしょうか。

7番 玉津充議員

はい。

日程第6

北村博司議長

お諮りします。

日程第6 諮問第1号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、本案については委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の廣田諄子氏が、本年6月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成19年7月から人権擁護委員として、その職責を全うされ、ご尽力いただいております。つきましては、資性温厚にて信義にも厚く、学校評議員としての経験や女性会議きほく等のさまざまな団体に所属した経験を通して、人権問題に精通しております同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。

以上、人事案件は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

北村博司議長

本件は諮問案件であるため、議会としての答申の意見を諮るため、ここで10時30分まで休憩いたします。

(午前 10時 20分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 10時 30分)

北村博司議長

これより討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号につきましては、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第7～日程第31

北村博司議長

お諮りします。

日程第7 議案第1号から、日程第31 議案第25号までの25件につきましては、提案者か

ら提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案25件につきましては一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

さきほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案説明についてをご説明いたします。

議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

の3議案であります。昨年の人事院勧告及び時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた、国家公務員の一般職職員の給与に関する法律等の一部改正に伴うものであり、議案第1号におきましては、超過勤務手当の支給割合の引き上げや6月期における期末手当の引き下げ、議案第2号では、新たに時間外勤務代休時間の創設、議案第3号では、育児短時間勤務をしている職員の給与に関する規定を追加しようとするものであります。それぞれの条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきましては、昭和49年に地元自治会によって建設された現中州集会所の老朽化に伴い、本年度事業において新たに紀伊長島区東長島46番地1に建設いたしておりますが、供用を開始するにあたり、本条例に紀北町中州集会所を追加する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。乳幼児医療費の助成につきましては、現在、6歳児までを対象としていますが、子育て支援の一環として、本年9月からは町単独事業で、入院に限り小学生の医療費も助成対象となるよう拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例であります。紀北町共同作業場につきましては、地域住民の就労の場の確保と生活の安定に寄与することを目的として設置しておりましたが、町有施設として一定の役割は達成されたこと及び民間の活力による、さらなる展開と雇用促進等につなげるために、本施設を処分するにあたり、本条例を廃止しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

議案第9号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

の5議案であります。平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部改正を受け、平成18年8月8日に開催された議会臨時会において議決をいただきました5施設について、本年3月31日をもって指定期間が終了いたしますことから、現指定管理者より指定申請書の提出があり協議を重ねてまいりましたが、各施設とも設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められますので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定により選定し、指定の期間を平成27年3月31日までとして次期指定管理者に指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 工事施行変更協定の締結についてであります。本協定につきましては、平成20年11月19日の臨時会におきましてご可決いただき協定を締結したところでありますが、このたび、設計変更の必要が生じたので、変更前の契約額9,958万円から400万8,339円減額して9,557万1,661円とするにあたり、名古屋市中村区名駅一丁目3番4号東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部長中村満と変更協定を締結いたしたく、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町道の路線認定についてであります。紀伊長島区東長島中州地内の以前から町有地であり公衆用道路として使用されてきた道路につきまして、沿道に住宅や店舗が建設されていることから町道として管理していく必要があるため、町道中州9号線として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町道の路線認定についてであります。紀伊長島区東長島片上地内の国

道42号の改良による旧道敷地につきまして、沿道に住宅や店舗が建設されていることから町道として管理していく必要があるため、町道片上18号線として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,792万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億 6,653万 9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

国の第2次補正予算により交付されます、地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきまして橋りょう補修やその他の公共施設等の建設または修繕等の事業の財源として1億 6,329万 2,000円を充当するとともに、繰越明許費として平成22年度一般会計当初予算と連携させることにより、実質的に13カ月予算となっています。

主なものとしましては、歳入予算では、町民税及び固定資産税の増により町税が 3,763万 4,000円の増、国庫支出金では、地域活性化臨時交付金等で3億 5,142万 2,000円の増となったほか、町債では小学校施設改築事業債の減等で3億 2,970万円の減となっております。

一方、歳出予算では、総務費が市町退職手当組合負担金や基金管理事業費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等により 6,800万 4,000円の増、土木費においても、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等により 8,732万 9,000円の増になったほか、教育費では、太陽光発電導入事業費や相賀小学校改築事業費の減により 7,643万 5,000円の減となっております。

議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,270万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億 9,326万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、国庫支出金が高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 9万 2,000円の増、諸収入が診療報酬支払基金造成積立金返還金等 1,261万 7,000円の増であります。

一方、歳出予算では、総務費が一般事務事業費で9万 2,000円の増、保健事業費が温泉・温浴等の施設を活用した健康づくり事業負担金 1万 8,000円の増、基金積立金が財政調整基金積立金 1,259万 9,000円の増であります。

議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,698万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億73万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、保険基盤安定繰入金等で繰入金が 619万 1,000円の減額となったほか、諸収入では、療養給付費負担金精算金で 2,580万 5,000円の増であります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 882万 4,000円の減となったほか、諸支出金は、前年度精算による一般会計繰出金 2,580万 5,000円の増となっております。

議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 433万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億 8,249万 6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、サービス収入が居宅及び施設介護サービス費収入で 385万 6,000円の増となったほか、紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金 819万 5,000円の減であります。

一方、歳出予算では、総務費が職員人件費や老人ホーム管理運営事業費等 433万 9,000円の減となっております。

議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきましては、水道事業費用 411万 8,000円を増額し、総額を 3億 9,821万円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入として資本的収入 1,013万 6,000円を減額し、総額を 3億 9,262万 9,000円に、支出では資本的支出 1,339万 8,000円を減額し、総額を 5億 7,857万 9,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 8,595万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに 91億 1,828万 2,000円で前年度比 5.5%の増となる積極型予算となっております。

国内外での長引く景気低迷の中、国は景気対策や地域活性化等に対応するため、平成21年度において二度の補正予算を編成しておりますが、当町においてもそれに呼応し、地域活性化や雇用対策を実施するとともに、山積する諸課題を着実に前進させ、住民の方々が安全で安心して生活できることを重視し、きめ細かな予算編成を行ったところであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税が、景気低迷による個人所得の減少等から個人住民税では減少が予想されるものの、新築家屋の増加等により固定資産税の増加が見

込まれ、15億 4,571万 8,000円で前年度比 1.6%の増となっており、予算全体での構成比としては17%であります。

地方交付税の普通交付税につきましては、臨時財政対策債の振替による減により33億円となり、前年度比 5.7%の減となっておりますが、臨時財政対策債が6億 9,500万円と49.6%の増となっており、これらの合計では 0.8%の増となっております。

町債につきましては、17億 4,300万円で昨年度当初予算と比較いたしますと、37.4%の増となっておりますが、臨時財政対策債の増加に加え小学校施設耐震補強事業債や庁舎建設等事業債によるものであります。

一方、歳出予算では、総務費で本庁舎移転等推進事業として土地購入費に1億 5,000万円、民生費では、国の子ども手当創設に伴い実施される子ども手当等支給事業に児童手当を含め3億 7,128万 7,000円、農林水産業費には森林整備加速化・林業再生基金事業に1億 1,250万円、教育費には小学校5校の施設耐震補強事業に4億 8,350万円、相賀小学校改築事業に3億 7,265万 8,000円、紀北中学校改築事業として、設計・監理委託料 2,657万 1,000円を計上いたしております。

このほかにも生活環境整備、緊急に実施すべきもの等を住民目線、生活者重視の観点から見つめ、当面の諸課題に対応した予算編成となっております。

議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに24億 2,695万 4,000円で被保険者数の減等により、前年度比12.6%の減となっております。

主なものといたしましては、歳入予算では国民健康保険料が4億 6,037万円で、前年度比 7.1%の減で、予算全体での構成比が19%となっております。

国庫支出金6億 112万 1,000円、前期高齢者交付金6億 9,857万 3,000円で、国庫支出金と前期高齢者交付金が予算全体の50%以上を占めており、その他県支出金が1億32万 6,000円、共同事業交付金2億 5,386万 4,000円、繰入金2億 572万 6,000円等で構成されております。

一方、歳出予算では、総務費で職員人件費等 5,098万 8,000円、保険給付費では、療養諸費として14億 3,994万 7,000円、高額療養費として1億 7,289万 2,000円、出産育児諸費として 882万 5,000円、葬祭諸費として 300万円等、16億 2,466万 4,000円であります。

その他、後期高齢者支援金等が3億 1,408万 5,000円、介護納付金 8,601万 3,000円、共同事業拠出金3億 1,399万 1,000円等であります。

は、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしく願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第1号から第3号までの3件についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それではよろしく願いいたします。

まず、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告及び時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、超過勤務手当の支給割合の引き上げ等、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、左が改正後、右が改正前であります。本条例の改正は時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告に基づき、特に長い時間外勤務を抑制し、またこうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができる制度、時間外勤務、代休時間を申請するものであります。

主な改正点は、第18条では、第4項から第6項を追加するもので、まず第4項では、月60時間を超えた時間外勤務に対して、その超えた部分の支給率を引き上げること。

第5項では、時間外勤務代休時間を取得した場合は、その差額は支給しないこと。

第6項では、再任用短時間勤務を取得している職員の時間外手当の支給について定めてお

ります。

なお、現在のところ本町では、月60時間を超えて時間外勤務をしておる職員はおりません。

次に、第25条期末手当においては、すでに昨年6月定例会において、平成21年6月に支給する期末手当を附則において改正する専決処分をご承認いただきましたが、今回は平成22年4月1日以降の6月に支給する期末手当の支給率について、改めて本則を改正するものであります。

また、第28条勤勉手当については、再任用職員の支給率が6月が100分の35、12月が100分の40でありましたが、6月、12月ともに100分の35に改正するものであります。

なお、本町では現在のところ再任用職員はおりません。

附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から改正するものであります。

川合誠一総務課長

次に9ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告及び時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、新たに時間外勤務代休時間を創設するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。本条例の改正は時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告に基づき、特に長い時間外勤務を抑制し、またこうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができる時間外勤務代休制度を新設するものであります。

主な改正点は、第9条の2の次に、時間外勤務代休時間に関する1条を加えるもので、月

60時間を超えて時間外勤務をした場合、正規の勤務日として割り振られた日における正規の勤務時間の全部、または一部を時間勤務代休時間として指定し取得することができる。その場合、正規の勤務時間においても勤務をしなくてもよいとするものであります。

第11条については、時間外勤務代休時間の制度の新設に伴う文言の修正であります。

また、第16条においては、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による文言の修正であります。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

川合誠一総務課長

次に13ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告及び時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、育児短時間勤務をしている職員の給与に関する規定を追加するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。本条例の改正は時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告に基づき、紀北町一般職の給与等に関する条例の一部改正にあわせ、育児短時間勤務職員の給与に関する規定を明確化するものであります。

主な改正内容は、新たに第16条として1条を追加し、育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の適用について、表により給与条例中の字句を改正することにより、明確化を図るものであります。

なお、現在、当町では育児短時間勤務を取得している職員はおりません。

附則ですが、本条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上であります。どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

次に、議案第4号と第5号の2件についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第4号の内容説明をさせていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀伊長島区における中州集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

現在使用している中州集会所は、中州区で建設したものであり、老朽化が進み、また駐車場もなく使い勝手も悪いことから、元小規模授産施設瑠璃ヶ浜を解体して、新たに集会所として建設したものであり、4月1日からの供用開始を予定しております。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表で説明します。議案書の20ページをご覧ください。

左が新、右側が旧であります。この条例による集会所の名称と位置につきましては、別表第1で規定されておまして、紀北町下地集会所の次に、名称が紀北町中州集会所、位置が紀北町紀伊長島区東長島46番地1を追加するものであります。

以上で、議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第5号の紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子育て支援の一環として、乳幼児医療費の助成対象者を町単独で拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

現行の乳幼児の医療費助成につきましては、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの、すなわち小学校へ上がる前までの乳幼児の入院、通院にかかる医療費につきまして全額助成をしておりますが、子育て支援の一環として、本年9月1日から現行の助成に加え、町単独で助成の対象を入院に限り、小学生まで拡大して助成をしようとするものであります。

なお、実施時期につきましては、拡大部分にかかる助成対象者やその医療費を把握し、支払いするための電算システムの改修が必要となることから、9月1日からの実施としております。また、この実施に伴う費用につきましては、平成22年度の一般会計予算に計上いたしております。

それでは新旧対照表で改正部分の説明をさせていただきます。23ページをご覧ください。右が旧、左が新であります。改正理由はすべて対象を入院に限り小学生まで拡大したことによるものでございます。

第1条の改正では、乳幼児のあとに、及び小学生を加えるものであります。

第2条の改正では、第5項の次に、新たに第6項として小学生の定義を加えるものであります。このことによりまして、これまでの第6項から第10項を1条ずつ繰り下げるものでございます。

第3条第3項の改正につきましても、第2条の改正で新たに第6項を加えたことにより、第5項を第6項とするものであります。対象医療費を規定した第5条の規定では、新たに第1項第4号として小学生の入院以外、すなわち通院については助成の対象としないという規定を追加するものであります。

24ページをご覧ください。附則でございしますが、この条例は平成22年9月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第5号の紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第6号から第8号までの3件についての内容説明を求めます。

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

おはようございます。まず議案第6号について、ご説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例

紀北町共同作業場条例（平成17年紀北町条例第90号）を別紙のとおり廃止する。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

本共同作業場の設置目的に鑑み、町有施設として一定の役割は果たせたこと及び今後民間の活力によりさらなる展開と雇用促進等につなげるため、現施設を処分するにあたり、本条例を廃止するものである。

26ページをご覧いただきたいと思います。

紀北町共同作業場条例を廃止する条例

紀北町共同作業場条例（平成17年紀北町条例第90号）は、廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

なお、この件につきましては、昨年1月19日に議会全員協議会におきまして、紀北町共同作業場の今後のあり方についてということで、ご協議をさせていただきました。本施設は開設後、約25年を経過し、条例上の一定の目的は達成されたことが考えられること。また、現在の使用者である民間事業者が施設の改修や改築、拡張を図りたく、町からの譲渡を希望しており、町としても施設の老朽化が進んでいる点と、譲渡することにより、今後より雇用拡大等が見込めることから、町設置による共同作業所としては廃止したい旨のご説明をさせていただきました。

しかし、ご承知のとおりこの施設につきましては、国の補助事業により設置していることから、国に対し財産処分を行うための申請が必要であり、手続きを進めていたところ、ようやく本年2月5日付で厚生労働省のほうから承認を得ることができました。これを受け、今回、本施設を廃止するための条例を上程させていただいたものであります。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

五味啓福祉保健課長

次に、議案第7号についてご説明いたします。27ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

紀北町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町デイサービスセンター
- 2 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島 209番地 9
名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
代表者 会長 岡野 昇
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から
平成27年3月31日まで

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年3月31日をもって本施設の指定期間が終了することから、現指定管理者より指定申請書の提出があり審査したところ、紀北町デイサービスセンターの設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等にする条例」第5条の規定により選定し、次期指定管理者として指定するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

紀北町デイサービスセンターにつきましては、平成18年第2回議会臨時会におきまして、平成18年9月1日から、平成22年3月31日までの3年7カ月間指定管理者として現管理者を指定することをお認めいただきましたところであります。

指定期間の終了にあたり、前回同様に紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定、町長は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認めるときは、公的団体等であれば公募によらず候補者として選定することができるを適用し、社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、法令上特段の定めもなく、数年から10数年と、数10年まで考えられますが、今回は引き続き指定することとなりますので、5カ年とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

五味啓福祉保健課長

続きまして、議案第8号についてご説明を申し上げます。議案書の28ページをお願いいた

します。

議案第 8 号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
紀北町在宅介護支援センターの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町在宅介護支援センター
- 2 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島 209番地 9
名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
代表者 会長 岡野 昇
- 3 指定の期間 平成22年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

平成22年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年 3 月31日をもって本施設の指定期間が終了することから、現指定管理者より指定申請書の提出があり審査したところ、紀北町在宅介護支援センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 5 条の規定により選定し、次期指定管理者として指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

なお、在宅介護支援センターにおきましても、デイサービスセンターと同じように、社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会を指定管理者と指定するものであります。指定の期間につきましても同様に 5 カ年とさせていただきます。

以上であります。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第 9 号から第11号までの 3 件についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議案第 9 号について、ご説明申し上げます。議案書の29ページをお願いします。

議案第 9 号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

紀北町木材乾燥機場の指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町木材乾燥機場
- 2 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀2097番地 2
名 称 海山木材協同組合
代表者 代表理事 奥村 忠司
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から
平成27年3月31日まで

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年3月31日をもって本施設の指定期間が終了することから、現指定管理者より指定申請書の提出があり審査したところ、紀北町木材乾燥機場の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定により選定し、次期指定管理者として指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

中村高則産業振興課長

次に、議案書の30ページをお願いします。議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

紀北町林業総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町林業総合センター
- 2 指定管理者 所在地 紀北町海山区便ノ山 200番地
名 称 森林組合おわせ
代表者 代表理事組合長 土井 恭平
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から
平成27年3月31日まで

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年3月31日をもって本施設の指定期間が終了することから、現指定管理者より指定申請書の提出があり審査したところ、紀北町林業総合センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定により選定し、次期指定管理者として指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

中村高則産業振興課長

次に、議案書の31ページをお願いします。議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 紀北町「道の駅」海山交流ホール |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 紀北町海山区相賀1439番地3
名称 海山物産株式会社
代表者 代表取締役 尾崎 光紀 |
| 3 | 指定の期間 | 平成22年4月1日から
平成27年3月31日まで |

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年3月31日をもって本施設の指定期間が終了することから、現指定管理者より指定申請書の提出があり審査したところ、紀北町「道の駅」海山交流ホールの設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるので、「紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定により選定し、次期指定管理者として指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6号の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第12号から第14号までの3件についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第12号についてご説明させていただきます。議案書の32ページでございます。

議案第12号 工事施行変更協定の締結について

次のとおり工事施行変更協定を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀勢本線紀伊長島・三野瀬間 101km 900m
付近古里江の浦こ線道路橋改築工事
- 2 契約の方法 協定
- 3 契約の金額 変更前 9,958万円
変更後 9,557万 1,661円
- 4 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目3番4号
東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部長
中村 満

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

設計変更による変更協定の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この古里江の浦こ線道路橋改築工事につきましては、町道永長線山本踏切拡幅事業にかかるJR東海との覚書に基づき実施しているものでございますが、町道古里江の浦線道路改良事業が、国土交通省が現在、紀伊長島区加田地内で事業中の高速自動車道紀勢線工事の工事用運搬路としての活用が見込めることから、国土交通省において工事費の全額を負担することになり、紀北町が国土交通省からの受託事業として実施しているものでございます。

うち、こ線道路橋部分につきましては、東海旅客鉄道株式会社に委託するにあたり、平成

20年11月19日の議会臨時会において、東海旅客鉄道株式会社との協定締結について、ご可決をいただきました。現在施工しているものでございますが、施工時において積荷転落防止工及び信号通信工等で設計変更の必要が生じたので、協定金額を変更するにあたり、議会の承認を求めるものでございます。

33ページをお願いいたします。資料1でございます。協定額及び工事概要について説明させていただきます。

協定の金額、変更前 9,958万円、変更後 9,557万 1,661円でございます。400万 8,339円の減額でございます。工事の概要でございますけれども、上部工橋長14.5m、幅員5m、下部工橋台2基でございます。なお、上部工、下部工については特に変更点はございません。

積荷転落防止工は貨物トラック等の荷物が荷崩れいたしましても、道路から鉄道敷への転落を防ぐために設置する防護柵でございますが、変更前の延長80mから変更後は67.7mで、12.3mの減少でございます。変更減の理由といたしましては、平面図右下に取り付け支線道路、破線で表示してございますが、この交差部分について一部が不要となるものでございます。

また、剛性防護工は、自動車等が鉄道軌道内への転落を防ぐために、コンクリート製の防護柵でございます。変更前は延長25mでございましたが、変更後は11.3mとし、13.7mの減少でございます。この変更理由につきましても、さきほどの平面図右下の取り付け道路に関連するものでございまして、一部が不要となるものでございます。

信号通信工につきましては、こ線橋の架設に伴い、鉄道事業者の通信設備に障害が発生する懸念があったことから、列車無線アンテナの移設費用を見込んでございましたが、橋桁架設後の試験の結果、影響のないことが確認できたため、この移設費用を不要として削除するものでございます。

委託金額 400万 8,339円の内訳でございますけれども、橋梁工のうち、積荷転落防止工と剛性防護工の変更をあわせて、約 170万円の減額でございます。信号通信工のうち、橋桁架設後の無線試験の結果、不要となったアンテナの移設費用につきましては、約 230万円でございます。これを減額するものでございます。

次に34ページの資料2をお願いいたします。赤色着色部分が議案対象の工事箇所でございます。橋梁の延長は14.5m、幅員は5mでございます。

次に35ページの資料3でございますが、橋梁一般図でございます。これにつきましても赤色着色部分が対象の工事箇所でございます。それぞれ橋梁構造、規格、工法等を示した図面で

ございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

山本善久建設課長

次に36ページからの議案第13号について、ご説明させていただきます。

議案第13号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道中州 9 号線

起 点 紀北町紀伊長島区東長島字永長 438番 8 地先

終 点 紀北町紀伊長島区東長島字永長 438番13地先

平成22年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

本路線は、以前から町有地（地目：公衆用道路）となっており、沿道に住宅、店舗等が建設されていることから、町道として管理していく必要があるためでございます。

本路線は、以前から町有地となっておりまして、沿道に住宅、店舗等が建設されてございます。今回、町道として認定議案の土地につきましては、どのような経緯で町有地となったかは定かではございませんが、土地台帳等によりますと、土地の所在は東長島字永長 438番 1 で、地籍は 211平方メートルでございます。昭和33年 7 月に民間の所有から、旧長島町に所有権が移転され、地目は公衆用道路となっております。現在、さきほど申し上げましたように住宅店舗等が建設されておりまして、地域の道路として活用されてございます。今後は町道として管理していく必要があるためでございます。

続いて37ページの資料について、ご説明いたします。

平面図の道路起点は赤い丸の部分でありまして、終点は同じく赤い矢印の部分でございます。延長は約50mで、主な幅員といたしましては 4 mでございます。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

山本善久建設課長

次に36ページからの議案第14号について、ご説明させていただきます。

議案第14号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道片上18号線
起 点 紀北町紀伊長島区東長島字政ヶ谷2401番 7 地先
終 点 紀北町紀伊長島区東長島字政ヶ谷2396番地先

平成22年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

本路線は、国道42号の改良による旧道敷地であり、沿道に住宅、店舗等が建設されていることから、町道として管理していく必要があるためでございます。

本議案の紀北町道の路線認定の区間につきましては、昭和40年代前半の国道42号の改良工事に伴う旧道敷地でございますが、新国道の開通後から現在まで地域の道路として利用され、沿道には住宅店舗等が建設されてございます。

また、この旧道敷地は以前は国有財産でございましたが、国有財産特別措置法の規定に基づき、平成15年 4 月には国から旧紀伊長島町に譲与されていることから、今後は町道として管理していく必要があるためでございます。

次に資料の39ページをご覧ください。平面図でございます。この路線につきましても、起点は赤く丸で表示してございます。終点につきましても赤い矢印の部分でございます。延長につきましては約 120mで、主な幅員といたしましては約 5 mでございます。

以上で、議案第14号についての内容説明を終わらせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

北村博司議長

次に議案第15号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

それでは、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）の内容について、説明させていただきます。

議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成21年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,792万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億 6,653万 9,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

8ページと9ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費であります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業など、合計5億7,093万4,000円を平成22年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、10ページをご覧ください。第3表 地方債補正であります。過疎対策事業債ほか、限度額を変更するものでございます。

次に、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

この度の補正予算は、主に事業費の精算と国の第2次補正予算措置による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の増額などであります。

それでは、14ページをご覧ください。歳入の主なところから説明させていただきます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人は1,316万9,000円の増額、第2目法人は343万6,000円の増額、第2項、第1目固定資産税は1,513万8,000円の増額で、それぞれ税額の決算見込みによるものでございます。

15ページをご覧ください。第3項、第1目軽自動車税は6万7,000円の減額、第4項、第1目町たばこ税は、595万8,000円の増額で、それぞれ税額の決算見込みによるものでございます。

第2款地方譲与税、第1項、第1目地方揮発油譲与税は1,100万円の増額で、決算見込みにより増額するものでございます。

16ページをご覧ください。第2項、第1目自動車重量譲与税は900万円の減額、第3項、第1目地方道路譲与税は1,150万円の減額。

第3款、第1項、第1目利子割交付金は795万1,000円の減額。

17ページをお願いします。第4款、第1項、第1目配当割交付金は444万5,000円の減額、第5款、第1項、第1目株式等譲渡所得割交付金は33万1,000円の減額で、それぞれ決算見込みにより減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目地方消費税交付金は2,600万円の増額であります。決算見込みによるものでございます。

18ページをご覧ください。第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は1,400万円の減額、第2目旧法による自動車取得税交付金は100万円の減額で、それぞれ決算見込みにより減額するものでございます。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金は281万9,000円の増額で事業費の精算見込みによるものでございます。

19ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料は828万9,000円の増額であります。主に温泉施設使用料267万4,000円と、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料595万3,000円の増額でありまして、決算見込みによるものでございます。第7目教育使用料は108万5,000円の減額で、主に幼稚園保育料の減額であります。

第2項手数料、第1目総務手数料は15万4,000円の増額であります。第3目衛生手数料は10万円の減額であります。第4目農林水産手数料は7,000円の減額であります。

20ページをご覧ください。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は773万4,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。第3目教育費負担金は158万9,000円の減額で、事業費の精算見込みによるものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は2億8,644万3,000円の増額であります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金141万8,000円の減額は、額の確定によるものでございます。地域活性化・公共投資臨時交付金1億2,456万9,000円の増額は、額の確定によるものでございます。地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億6,329万2,000円の増額は、国の第2次補正予算措置によるものでございます。教育施設等や集会所の整備、町道、河川、排水

路の整備など交付金の趣旨に沿った事業に充当いたしました。

第2目民生費補助金は1,579万円の減額で、子育て応援特別手当交付金の減額であります。事業の執行停止によるものでございます。

21ページをご覧ください。第4目農林水産業費補助金は328万8,000円の減額、第6目土木費補助金は62万1,000円の減額でそれぞれ事業費の精算見込みによるものでございます。

第8目教育費補助金は5,350万1,000円の増額であります。主に安全・安心な学校づくり交付金、相賀小学校改築事業分の増額でございます。

22ページをご覧ください。第3項委託金、第5目土木費委託金は4,050万円の増額であります。高速道路整備関連受託事業委託金の増額でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金は283万4,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

第2項県補助金、第1目総務費補助金は1,593万9,000円の減額であります。主に23ページの三重県市町村合併支援交付金の減額で事業費の精算見込みによるものでございます。

第2目民生費補助金は393万2,000円の増額で事業費の精算見込みによる減額と、子ども手当等支給事業費補助金等の増額でございます。

第3目衛生費補助金は197万5,000円の減額、第4目農林水産業費補助金は228万3,000円の減額、第6目土木費補助金は124万円の減額、第7目消防費補助金は303万3,000円の減額、24ページの第8目教育費補助金は4,000円の減額、第10目電源立地地域対策交付金は194万円の減額、第11目石油貯蔵施設立地対策交付金は60万8,000円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものでございます。

第3項委託金、第1目総務費委託金は115万9,000円の減額、25ページの第6目土木費委託金は344万3,000円の減額、第8目教育費委託金は30万円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は19万8,000円の増額であります。第2目利子及び配当金は24万2,000円の増額であります。

第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入は1,433万7,000円の増額であります。紀北町共同作業場土地及び建物売払代金、近畿自動車道建設工事にかかる立木売払代金及び送電線にかかる支障木伐採代金の増額でございます。第2目物品売払収入は700万円の減額であります。

27ページをご覧ください。第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は13万円の増額で

ありまして、ふるさと寄附金でございます。第4目農林水産業費寄附金は347万4,000円の減額であります。外国人漁業技術研修事業費寄附金の減額でございます。第9目一般寄附金は30万円の増額でございます。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金は3,713万7,000円の減額でありまして基金からの繰り入れを減額するものでございます。第3目地域づくり事業基金繰入金は4万6,000円の増額であります。第7目紀北町立養護老人ホーム赤羽寮基金繰入金は122万5,000円の減額であります。

28ページをご覧ください。第2項、第1目特別会計繰入金は2,580万5,000円の増額であります。後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

第19款諸収入、第1項延滞加算金及び過料、第1目延滞金は445万2,000円の増額であります。

第2項、第1目町預金利子は20万8,000円の減額であります。

29ページをご覧ください。第4項受託事業収入、第1目民生費受託事業収入は278万3,000円の増額で、老人ホーム入所者受託事業収入の増額でございます。第3目農林水産業費受託事業収入は7,000円の減額でございます。

第5項、第6目雑入は1,131万1,000円の増額であります。主に物件の移転補償費及び落雷火災台風18号による災害等による町有財産の建物災害共済保険金の増額でございます。

30ページをご覧ください。第20款、第1項町債、第1目土木債は6,460万円の減額で、主に町道古里江の浦線等改良事業債の減額でございます。

31ページをご覧ください。第7目消防債は20万円の減額であります。第8目教育債は2億6,490万円の減額でありまして、主に小学校施設改築事業債の減額でございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に歳出予算の主なものについて説明いたします。32ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目議会費は14万2,000円の減額であります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は3,608万1,000円の増額であります。市町退職手当組合負担金4,460万円の増額と、臨時職員賃金及び事業費等の精算によるものでございます。

33ページをご覧ください。第2目文書広報費は23万円の減額であります。第3目財政管理費は349万3,000円の減額でありまして、財務会計システム運営事業費の減額でございます。第5目財産管理費は5,191万6,000円の増額であります。基金管理事業費の増額は2,059万

7,000円でありまして、財政調整基金、地域づくり事業基金、福祉事業基金、ふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、住民関係分 3,131万 9,000円の増額は大原集会所新築事業費及び地区集会所の改修事業費であります。第6目企画費は619万 1,000円の減額であります。事業費の精算見込みによる減額でございます。

34ページをご覧ください。第11目一般訴訟費は67万円の減額であります。水道関係訴訟費等の減額でございます。

35ページをご覧ください。第2項徴税費、第1目税務総務費は81万 5,000円の減額でありまして、職員人件費の減額でございます。

36ページをお願いします。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は150万円の減額で、職員人件費等の減額でございます。

第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は9万円の減額で、職員人件費の減額でございます。第3目町長選挙費は175万 4,000円の減額、37ページの第5目農業委員選挙費は205万 4,000円の減額、第6目衆議院議員選挙費は252万 1,000円の減額、38ページの第8目最高裁判所裁判官国民審査費は1万 7,000円の減額でありまして、それぞれ事業費の精算見込みによる減額でございます。

第5項統計調査費、第2目指定統計費は65万 8,000円の減額で、事業費の精算見込みによる減額でございます。

39ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、1,262万 1,000円の増額でありまして、主に紀北広域連合運営事業負担金等の増額でございます。第3目身体障害者福祉費は127万 7,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。第4目国民年金事務費は14万 9,000円の減額であります。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は716万円の減額であります。主に事業費の精算見込みによる減額でございます。

41ページの地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業福祉保健関係分258万 3,000円の増額は、老人福祉センターの浄化槽の修繕工事費でございます。第2目養護老人ホーム費は265万円の減額でありまして職員人件費及び事業費等の精算見込みによるものでございます。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は1,537万 8,000円の減額でありまして、子育て応援特別手当支給事業費の減額であります。事業の執行停止によるものでございます。

42ページをご覧ください。第2目保育所費は376万6,000円の減額でありまして、事業費等の精算見込みによるものでございます。第3目児童措置費は152万円の減額で事業費の精算見込みによる減額と、子ども手当等支給事業費426万円の増額でございます。

43ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は、527万7,000円の減額で職員人件費等の減額でございます。第2目予防費は115万1,000円の減額で、事業費の精算見込みによるものでございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費は264万7,000円の減額で、職員人件費等の減額でございます。44ページをご覧ください。第2目塵芥処理費は655万7,000円の減額であります。事業費の精算見込みによるものでございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費は781万円の増額で職員人件費の減額と、45ページの地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業農政関係分800万5,000円の増額で、ふるさと樹園地農道改修及び小山浦農村広場公園木柵修繕工事費でございます。第5目農地費は財源を更正するものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費は65万4,000円の減額で、職員人件費の減額でございます。第3目林業施設費は231万2,000円の増額で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業林政関係分の増額でありまして、林業総合センター研修室外壁修繕工事費でございます。第4目町有林造成費は164万2,000円の減額で、職員人件費及び事業費の精算見込みによるものでございます。46ページ、第5目分収造林費は7,000円の減額でございます。

47ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は97万9,000円の減額で、職員人件費の減額でございます。第2目水産業振興費は706万2,000円の減額で、三重外湾漁協助成事業費の増額と、事業費の精算見込みによる減額でございます。第3目漁港管理費は480万円の減額で、事業費の精算見込みによるものでございます。

48ページの第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は24万2,000円の減額で、職員人件費の減額でございます。第2目商工業振興費は財源更正でございます。

第3目観光費は918万4,000円の増額であります。主なものとしまして紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営費は433万5,000円の増額でありまして、指定管理協定に基づく報償費の増額でございます。

49ページ、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業観光関係分は490万5,000円の増額でありまして、体験型イベント交流施設体育館の屋根修繕工事費等でございます。

第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は1億960万4,000円の増額でござ

います。人件費の減額と地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業建設関係分1億1,220万円の増額でありまして、橋りょう整備事業分としまして2,500万円、町道道路改良事業費分としまして3,870万円、町道道路舗装事業費としまして2,000万円、下排水路整備事業費としまして900万円、河川整備事業費としまして1,950万円でございます。

50ページの第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は、28万9,000円の減額でございます。第2目道路橋りょう維持費は16万5,000円の減額でございます。第3目道路橋りょう新設改良費は5,433万円の減額でございます。町道茂原前山線整備事業費と町道の整備事業費の精算見込みによるもの、及び町道古里江の浦線等改良事業費の一部を高速道路整備関連受託事業費への組み替えによる減額でございます。

51ページをご覧ください。第3項河川費、第1目河川総務費は63万5,000円の減額で、負担金及び事業費の精算見込みによるものでございます。

第4項港湾費、第1目港湾管理費は414万円の減額で、額の確定見込みによる負担金及び港湾環境清掃業務委託事業費の精算見込みによる減額でございます。

52ページの第5項都市計画費、第2目公園費は20万5,000円の減額でございます。第4目高速道路関連費は4,050万円の増額でありまして、町道古里江の浦線の組み替えによる高速道路整備関連受託事業費の増額でございます。

第6項住宅費、第1目住宅管理費は301万1,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

53ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目日常備消防費は696万円の増額でありまして三重紀北消防組合負担金の増額でございます。第2目非常備消防費は11万2,000円の減額、第3目消防施設費は224万5,000円の減額、第5目災害対策費は705万7,000円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものでございます。

54ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は、275万9,000円の減額でありまして職員の人件費等の減額でございます。第3目教育振興費は899万9,000円の増額でありまして、事業費の精算見込みによる減額と、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業学校教育関係分1,960万7,000円の増額でありまして、小学校等の教育施設の改修工事費等でございます。第4目奨学費は24万円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

55ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は1,862万5,000円の減額で、太陽光発電導入事業費等の精算見込みによるものでございます。第2目教育振興費は46

万 4,000円の減額であります。事業費の精算見込みによるものでございます。第3目学校建設費は 8,649万 1,000円の減額でありまして、相賀小学校改築事業費の減額でありまして、入札差金等事業費の精算見込みによるものでございます。

56ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費は 467万 6,000円の減額でありまして、特別支援学級生徒介助教員設置事業費 107万 4,000円の増額と、紀北中学校移転事業費委託料等の減額でございます。第2目教育振興費は44万 7,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

第4項、第1目幼稚園費は 635万 3,000円の減額でありまして、職員人件費等の減額でございます。

57ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は 3,640万 1,000円の増額でありまして、事業費の精算見込みによる減額と、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業生涯学習関係分 3,731万 6,000円の増額でありまして、海山公民館、東長島公民館の調光卓放送設備取替工事費等でございます。第2目公民館費は財源更正でございます。

58ページをご覧ください。第4目文化財調査費は36万 3,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

第6項保健体育費、第1目保健体育総務費は48万 5,000円の増額でありまして全国大会、東海大会選手派遣補助金の増額でございます。第2目給食施設費は 190万 2,000円の減額でありまして、職員人件費等の減額でございます。第3目体育施設費は財源の更正でございます。

59ページをご覧ください。第10款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第3目林業施設災害復旧費は36万 8,000円の減額でありまして、事業費の精算見込みによるものでございます。

第11款、第1項公債費、第1目元金は 9万 2,000円の増額であります。第2目利子は 710万 9,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

合計の61ページをお願いします。地方債合計欄の前年度末現在高は 122億 6,778万 5,000円でありまして、当該年度中の起債見込額は11億 3,140万円であります。元金の償還が14億 4,084万 6,000円でありまして、その結果、当該年度末の現在高見込額としまして、 119億 5,833万 9,000円となります。

62ページの給与費明細をご覧ください。比較の欄、特別職共済費58万円の減額及びその他特別職の報酬 147万 3,000円の減額につきましては、精算見込みによるものでございます。

63ページの一般職の総括の表をお願いします。比較の欄、職員数で1名の減、給与費で、2,354万6,000円の減額、共済費454万1,000円の減額、合計2,808万7,000円の減額は人件費の精算見込みによるものでございます。

以上で、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

北村博司議長

まだあとございますけれども、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時 00分）

北村博司議長

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開します。

（午後 1時 00分）

北村博司議長

次に、議案第16号と第17号の2件について、内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第16号の平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,270万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 9,326万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目高齢者医療制度円滑導入事業費補助金につきましては9万 2,000円増額するものですが、国におきましては70歳から74歳までの高齢受給者につきましては、医療費の自己負担率を1割から2割に増やすことが決められておりますが、現下の社会情勢等から平成22年度におきましても1割に据え置くことが決定されたことに伴い、高額受給者証の更新のための経費が交付されることになったことによるものであります。

第12款諸収入、第4項雑入、第7目雑入であります。1,261万 7,000円増額して1,261万 8,000円とさせていただきます。その内訳でございますが、診療報酬支払基金造成積立金の返還金として1,091万 9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、169万 8,000円それぞれ増額するものです。

診療報酬支払基金造成積立金の返還金の増額につきましては、昭和36年度に今後の診療報酬の支払いの増加に備えるため、三重県国民健康保険団体連合会におきまして診療報酬支払基金を設け、各市町村は昭和37年度から昭和41年度までの5年間、毎年預託をし、預託金の利息も含めその総額は4億 3,291万 7,540円にもなっております。ただ、これまでこの基金を取り崩すことなく現在に至っておりますが、近年、三重県国民健康保険団体連合会が医療機関等に支払う診療報酬は月額約400億円にも及んでおりますことから、約4億円の基金を持っていても対応できないこと、また各市町の国保財政も厳しいことから、先の三重県国民健康保険団体連合会の理事会におきまして、各市町村に返還することが決定されたことにより受け入れることになったものであります。本町の預託金は旧両町分の合計額257万 6,400円と、預託金利子合計額834万 2,182円で、その総額は1,091万 8,582円であり、この総額を受け入れるものであります。

また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですが、国の介護従事者の処遇改善のための緊急特別措置として実施されるもので、平成21年度の介護報酬がこのこと等によりプラス3%改定されることに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制する措置として市町村等に交付されるもので、介護保険加入者の負担増を国費により軽減しようとするものであり、この交付金を一旦財政調整基金に積み立て、平成22年度に取り崩し、社会保険診療報酬支払基金に支払う介護給付費納付金の財源に充当するものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は一般事務事業費として9万2,000円増額するものですが、歳入のところでも説明させていただきましたように、国におきましては70歳から74歳までの高齢受給者につきましては、医療費の自己負担率を1割から2割に増やすことが決められておりますが、現下の社会情勢等から平成22年度におきましても1割に据え置くことが決定されたことに伴いまして、高額受給者証を対象者の方に送付するための経費を計上いたしております。

第8款保健事業費、第2項保健事業費、第1目保健衛生普及費につきましては1万8,000円増額して387万8,000円とさせていただくものであります。三重県国民健康保険団体連合会が事業主体となって実施したバランスボール等を使った筋力維持向上のための運動やバランスのとれた食事の講和の受講と、試食、血圧測定など健康チェックと古里温泉への入浴など地元の温泉を活用した健康づくり事業への負担金を精算するものであります。

8ページをご覧ください。第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金につきましては1,259万9,000円増額して、4,064万3,000円とさせていただくものであります。この積立金につきましては歳入の雑入のところでも説明させていただきましたように、介護従事者処遇改善臨時特例交付金分169万8,000円と診療報酬支払基金造成積立金返還分1,091万9,000円の積み立て等、補正予算の財源調整のため当基金から1万8,000円を取り崩し、差し引いた1,259万9,000円の積み立てを行うものであります。

以上で、議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成21年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億73万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。本予算の補正につきましては歳入歳出も含め、すべて確定あるいは決算見込みによる補正であります。

それでは6ページをご覧ください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料、第2目普通徴収保険料につきましてはいずれも三重県後期高齢者医療広域連合からの決算見込み数値により、特別徴収保険料につきましては1,759万7,000円の減、普通徴収保険料につきましては1,496万3,000円の増額をさせていただくものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第2目督促手数料の1,000円の増額補正につきましては、普通徴収保険料の滞納者に対する督促手数料を計上いたしております。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金、7ページの第2目の保険基盤安定繰入金につきましてはいずれも三重県後期高齢者医療広域連合からの決算見込み数値により、事務費繰入金につきましては323万8,000円の減額、保険基盤安定繰入金につきましても295万3,000円の減額に伴い、一般会計からの繰入金を補正するものであります。

第6款諸収入、第5項雑入、第5目雑入につきましては2,580万5,000円増額するものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合からの確定数値により、平成20年度の療養給付費負担金の精算金を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明させていただきます。8ページをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの決算見

込み数値により 882万 4,000円減額して、4億 5,838万 2,000円とさせていただくものであります。

第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目他会計繰出金につきましては、2,580万 5,000円増額して、2,992万 2,000円とさせていただくものですが、歳入のところでも説明させていただきましたように、平成20年度の療養給付費負担金に精算金が生じたので、これを一般会計に繰り出すものであります。

以上で、議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第18号についての内容説明を求めます。

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

それでは、議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 433万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億 8,249万 6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明をさせていただきます。

歳入予算からご説明いたします。6ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は 385万 6,000円を増額するものでありまして、第1目居宅介護サービス費収入 681万 9,000円の増額は、第1節の短期入所生活介護費収入、ショートステイの収入で、保険者収入が 557万円と利用者収入につきましては 124万

9,000円の増額であります。

続きまして、第2目施設介護サービス費収入は296万3,000円を減額するものでありまして、第1節の施設介護サービス費収入の保険者収入247万5,000円と利用者収入48万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、第5款繰入金、第1項基金繰入金は819万5,000円を減額するものでありまして、当初予定しておりました基金からの繰入金を全額減するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項施設管理費は433万9,000円の減額でありまして、第1目の一般管理費を減額するもので、職員人件費におきまして職員手当等70万円、臨時職員賃金で共済費85万円、賃金95万円の減額と老人ホーム管理運営事業の183万9,000円の減額につきましては、三重県等の調整の結果、河川敷の無償払い下げが困難となったことから、赤羽川廃川敷境界確定等業務委託料の減額をするものでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

水道事業会計の予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成21年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成21年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）第1款 水道事業費用、第5項特別損失411万8,000円を増額して414万8,000円にするものであります。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,595万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)第1款 資本的収入は1,013万6,000円を減額するもので、第1項負担金813万6,000円減額し、2億2,772万1,000円に、第3項企業債は200万円を減額して1億1,090万円に。

(支出)第1款資本的支出は第1項建設改良費で1,339万8,000円を減額して4億2,898万6,000円にするものであります。

2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

簡易水道事業債、過疎対策事業債それぞれ100万円を減額して、計1億1,090万円にするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

詳細につきましては、9ページからの実施計画説明書で説明いたします。

9ページをお願いいたします。

収益的支出、第1款水道事業費用、第5項特別損失、第1目過年度損益修正損の411万8,000円の増額は、水道料金未収金のうち時効になっているものの中で、死亡で徴収不可能なものを不納欠損として処理いたしたく計上いたしました。今回は50名について欠損処理を行うものであります。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出

収入、第1款資本的収入、第1項負担金、第1目負担金813万6,000円の減額は、馬瀬浄水場移転工事にかかる国交省からの移転補償料の確定による減額であります。

第3項企業債、第1目企業債200万円の減額は、古里道瀬簡易水道統合整備事業など4事業の事業費の精算による企業債借入の減額でございます。簡易水道事業債、過疎対策事業債それぞれ100万円を減額するものであります。

11ページをお願いいたします。

支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費 1,339万 8,000円の減額は、第1目上水道改良費で 750万円の減額です。内容は3事業の工事設計業務委託費の精算によります減額であります。

第3目簡易水道改良費 589万 8,000円の減額で、内容は馬瀬浄水場移転工事用備消耗品費 200万円の減額、これは国土交通省の補償費の確定によるものであります。

委託料の61万 9,000円の減額は、4つの事業の精算によるものであります。工事請負費のうち 327万 9,000円の減額におきましても、精算によるものであります。町道茂原前山線配水管布設替え工事は 646万 5,000円の増額となっております。これは設計する前にですね、配水管の一部が民地に配管されることが判明し、土地所有者から強い移設の要望があったため、配水管の移設工事費として増額いたしました。以上で水道事業補正予算第2号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

それでは、平成22年度紀北町一般会計当初予算の内容について、ご説明いたします。

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算

平成22年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億 1,828万 2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億

円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為であります。複写機賃貸借契約など、合わせまして7事項でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業債ほか合計17億4,300万円であります。それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算の主なものについて説明させていただきます。12ページをご覧ください。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人は6億2,194万6,000円であります。前年度に比較しまして24万6,000円の増額であります。前年とほぼ同額を見込んだものでございます。

第2目法人は8,598万9,000円であります。前年度に比較しまして21万1,000円の減額であります。

第2項、第1目固定資産税は6億6,379万4,000円であります。前年度に比較しまして、2,262万9,000円の増額であります。13ページをご覧ください。第2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,744万8,000円で、前年度に比較しまして91万3,000円の減額であります。森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金であります。

第3項、第1目軽自動車税は3,792万1,000円で、前年度に比較しまして3,000円の減額であります。

第4項、第1目町たばこ税は1億1,862万円で、前年度に比較しまして272万円の増額を見込んだものでございます。

14ページをご覧ください。第2款地方譲与税、第1項、第1目地方揮発油譲与税は2,200万円を見込んだものでございます。第2項、第1目自動車重量譲与税は6,400万円で、前年度に比べ700万円の減額を見込みました。

15ページをご覧ください。第3款、第1項、第1目利子割交付金は706万7,000円で、前年度に比べ707万4,000円の減額を見込みました。

第4款、第1項、第1目配当割交付金は268万5,000円で、前年度に比べ384万6,000円の減額を見込みました。

16ページをご覧ください。第5款、第1項、第1目、株式等譲渡所得割交付金は、109万4,000円で前年度に比べ33万1,000円の減額を見込みました。

第6款、第1項、第1目地方消費税交付金は1億5,000万円で、前年度に比べ400万円の増額を見込みました。

第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は3,000万円で、前年度に比べ2,700万円の減額を見込んだものでございます。

17ページをご覧ください。第8款、第1項、第1目地方特例交付金は2,000万円で、前年度に比べ1,200万円の増額を見込みました。児童手当特例交付金及び自動車取得税などの減収補てん特例交付金でございます。

第9款、第1項、第1目地方交付税は35億円であります。このうち普通交付税は33億円、特別交付税は2億円であります。普通交付税につきましては2億円の減額を見込んだものでありますが、交付税算入の起債償還にかかる減額分と、臨時財政対策債への振り替えを見込んだものでございます。

18ページをご覧ください。第10款、第1項、第1目交通安全対策特別交付金は240万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金は5万円で、前年度と同額でございます。

第2項負担金、第2目民生費負担金は9,930万5,000円であります。主なものとしまして私立保育所保育料負担金7,886万7,000円、19ページの配食サービス事業個人負担金435万3,000円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分1,087万1,000円であります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料は83万4,000円で前年度と同額でございます。第2目民生使用料は1万1,000円で、老人福祉センターの使用料でございます。第3目衛生使用料は861万1,000円で、主なものとしまして一般廃棄物処理施設使用料432万円でございます。

20ページをご覧ください。第4目農林水産使用料は140万7,000円で、前年度と同額でございます。第5目商工使用料は5,913万7,000円で、主なものとしまして古里温泉施設使用

料は 2,649万 5,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料は 3,000万円でございます。

第6目土木使用料は 5,251万 6,000円で、主なものとしまして町営住宅の使用料 4,520万 2,000円でございます。第7目教育使用料は 888万 1,000円で、主なものとしまして幼稚園保育料 591万 3,000円でございます。

21ページをご覧ください。第2項手数料、第1目総務手数料は 935万 6,000円で、主なものとしまして戸籍手数料 458万 8,000円、住民票手数料 206万円でございます。

22ページをご覧ください。第3目衛生手数料は 122万円であります。第4目農林水産手数料は 1万 7,000円であります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は 5億 3,689万 3,000円であります。主なものとしまして障害者自立支援給付費負担金 1億 891万 2,000円、保育所運営費負担金 1億 1,089万 7,000円、子ども手当等負担金 3億 642万 8,000円であります。第3目教育費負担金は 681万 1,000円で安全・安心な学校づくり負担金相賀小学校改築事業分でございます。

23ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第2目民生費補助金は 4,332万 7,000円で、主なものとしまして障害者地域生活支援事業費等補助金 594万 8,000円、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金 2,625万円、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金 1,080万円あります。第3目衛生費補助金は 982万 5,000円で、主なものとしまして循環型社会形成推進交付金 847万 7,000円あります。第4目農林水産業費補助金は 3,336万 3,000円で、主なものとしまして美しい森づくり基盤整備交付金 2,936万 3,000円あります。第6目土木費補助金は 297万 1,000円あります。第8目教育費補助金は 2億 4,576万 1,000円で、主なものとしまして安全・安心な学校づくり交付金地震補強事業分 1億 2,487万 3,000円と 24ページの相賀小学校改築事業分 1億 1,485万 1,000円あります。

第3項委託金、第1目総務費委託金は 62万 1,000円あります。第2目民生費委託金は、622万 4,000円で主なものとしまして国民年金事務委託金 480万 4,000円、子ども手当等事務取扱委託金 139万 7,000円あります。

25ページをご覧ください。第14款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費負担金は 128万円あります。第2目民生費負担金は 2億 4,831万円あります。主なものとしまして国民健康保険基盤安定事業費負担金 5,342万 8,000円、障害者介護給付費負担金 5,320万円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金 5,201万 3,000円、保育所運営費負担金 5,544万

8,000円、子ども手当等負担金 3,165万 6,000円であります。

第2項県補助金、第1目総務費補助金は 2,149万 4,000円であります。主なものとしまして三重県バス運行対策費補助金は 703万 3,000円、三重県市町村合併支援交付金は 1,250万円で相賀小学校の改築事業費に充当いたすものでございます。第2目民生費補助金は 6,111万 5,000円であります。主なものとしまして心身障害者医療費補助金 3,247万円、一人親家庭等医療費補助金 727万円、26ページの乳幼児医療費補助金 841万円、子育て支援センター事業費補助金は 636万 1,000円であります。第3目衛生費補助金は 1,177万 4,000円であります。主なものとしまして浄化槽設置促進事業費補助金 847万 7,000円、妊婦健康診査臨時特例交付金 265万円であります。第4目農林水産業費補助金は 1億 5,596万 2,000円であります。主なものとしまして造林事業費補助金は 1,179万円で町有林造成事業費に充当いたします。森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金は 1億 1,250万円、高齢林整備間伐促進事業費補助金は 2,055万 4,000円であります。

27ページをご覧ください。第5目商工費補助金は 5,379万 6,000円であります。主なものとしましてふるさと雇用再生特別交付金 2,740万 1,000円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金 2,418万 3,000円で、国の雇用対策措置によるものでございます。第6目土木費補助金は 289万 6,000円であります。第7目消防費補助金は 276万 9,000円で、緊急地震対策促進事業費補助金であり、津波避難路等の整備費に充当いたします。第8目教育費補助金は 172万 8,000円であります。第10目電源立地地域対策交付金は 1,230万円で、消防団詰所建設費及び小型動力ポンプ付積載車購入費に充当いたします。

28ページをご覧ください。第3項委託金、第1目総務費委託金は 6,101万 6,000円であります。主なものとしまして県民税徴収取扱委託金は 2,614万 5,000円で、税務一般事務費等に充当いたします。参議院議員選挙執行委託金は 1,588万 4,000円、国勢調査市町交付金は 973万円あります。第4目農林水産業費委託金は 183万円あります。第6目土木費委託金は 1,512万 2,000円あります。主なものとしまして海岸清掃委託金 313万 6,000円、港湾清掃委託金 649万 6,000円、江の浦橋管理委託金 465万 8,000円あります。第7目消防費委託金は 128万 7,000円あります。

29ページをご覧ください。第9目交通災害共済事業委託金は 180万円あります。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は 540万 3,000円で、町有地の貸付収入等でございます。第2目利子及び配当金は 353万 1,000円で、利子につきましては各種基金の運用利息でございます。

30ページをご覧ください。第2項財産売払収入、第2目物品売払収入は200万円であり
ます。

第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は100万円であり、第4目農林水産業費
寄附金は811万6,000円であり、外国人漁業技術研修事業費寄附金であります。

31ページをご覧ください。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第4目福祉事業基金繰入金
は493万9,000円で老人福祉特別対策事業の長寿祝金と寝たきり老人等福祉保健手当等に充
当いたすものでございます。第7目紀北町立養護老人ホーム赤羽寮基金繰入金は864万1,0
00円でスプリンクラー設置工事費に充当いたすものでございます。第8目庁舎等改築及び改
修基金繰入金は240万円で、本庁舎移転等に伴う土地購入費に充当するものでございま
す。第16目災害援護資金償還事業基金繰入金は5,477万3,000円で、災害援護資金償還事業費に
充当するものでございます。

32ページをご覧ください。第17目交通安全対策事業基金繰入金は477万2,000円で、交通
安全対策事業費等に充当いたします。第18目ふるさと応援基金繰入金は80万円で、町民セン
ター、多目的会館等図書室の図書購入費に充当するものでございます。

第18款、第1項、第1目繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金であります。

第19款諸収入、第1項延滞加算金及び過料、第1目延滞金は501万円であり、第2目
加算金は1,000円であり、

33ページをご覧ください。第2項、第1目町預金利子は、6万6,000円であり、第3
項、第1目貸付金元利収入は6,421万3,000円であり、奨学資金貸付金返還金は795万
7,000円、災害援護資金貸付金返還金は5,625万6,000円で、平成16年9月豪雨災害による
貸付金の返還金でございます。

第4項受託事業収入、第1目民生費受託事業収入は3,559万9,000円であり、老人ホ
ーム入所者受託事業収入は815万5,000円、地域支援事業受託事業収入は2,744万4,000円
で、地域支援事業費等に充当いたします。

34ページをご覧ください。第3目農林水産業費受託事業収入は282万7,000円であり、
第5項雑入、第2目弁償金は1,000円であり、第6目雑入は3,460万6,000円であり
ます。主なものとしまして35ページのオータムジャンボ配分金621万2,000円、37ページの消
防団員退職報償金510万円などがございます。

38ページをご覧ください。第20款、第1項町債、第1目総務債は2億5,650万円であり
ます。地域振興基金債は1億1,400万円で合併特例事業債であります。地域振興基金の積み立

てに充当いたします。庁舎建設等事業債は1億4,250万円で合併特例事業債であります。庁舎等土地購入費に充当するものでございます。第4目農林水産業債は740万円で過疎対策事業債であります。中山間地域総合整備事業費に充当いたすものでございます。第6目土木債は1億6,820万円で過疎対策事業債であります。道路橋りょう債は1億4,500万円で町道古里江の浦線等改良事業費など7事業に充当します。都市計画債は2,320万円で熊野灘レク都市公園事業費等に充当するものでございます。第7目消防債は1,460万円で過疎対策事業債及び合併特例事業債であります。消火栓新設事業等に充当いたすものでございます。

39ページをご覧ください。第8目教育債は6億130万円で、合併特例事業債でございます。小学校施設耐震補強事業費、相賀小学校改築事業費等に充当するものでございます。第10目臨時財政対策債は6億9,500万円で、前年度に比較しまして2億3,040万円の増額であります。普通交付税の減額分を補てんするものでございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の主なところについて説明いたします。

人件費につきましては、のちほど給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。第1款、第1項、第1目議会費は1億518万9,000円であります。議会活動及び議会事務局運営事業費は7,886万円で、議会運営に要する経費でございます。

42ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は7億45万8,000円であります。臨時職員賃金は3,236万6,000円で社会保険料等共済費事務補助員4名分賃金でございます。総合住民情報システム運営事業費は2,187万9,000円で総合住民情報システムの管理運営に要する経費でございます。本庁舎移転等推進事業費は1億5,000万円で本庁舎移転等に向けて県から用地を購入する経費でございます。

44ページをご覧ください。第2目文書広報費は7,704万6,000円であります。一般広報公聴事業費は1,356万9,000円で、広報きほくの発行及び県政だより、県議会だよりを含む配布手数料に要する経費でございます。ケーブルテレビ行政放送事業費は3,872万円で行政放送番組ふるさと紀北町の番組の制作に要する経費等でございます。文書取扱事業費は1,550万円で文書の処理收受発送及び複写機等の使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。第3目財政管理費は274万5,000円であります。主に財務会計システム管理運営に要する経費でございます。第4目会計管理費は79万9,000円で会計管理事務に要する経費でございます。第5目財産管理費は1億6,584万9,000円あります。庁

舎管理事業費は 2,383万 9,000円で、本庁舎及び町民センター等の維持管理に要する経費でございます。公用車管理事業費は 856万 7,000円で公用車の維持管理に要する経費でございます。基金管理事業費は 1億 2,452万 5,000円で基金の積み立て等に要する経費でございます。内訳としまして合併特例事業債による地域振興基金積立金に 1億 2,000万円、ふるさと応援基金積立金に 100万円、各種基金定期預金利息としまして 306万 2,000円を積み立てるものがございます。土地開発基金には 46万 3,000円を繰り出すものがございます。

46ページをご覧ください。第 6 目企画費は 4,184万 4,000円であります。地方バス運行対策事業費は 1,911万 3,000円で紀伊長島区内の河合線の自主運行バス運行委託料及び第 3 種生活路線尾鷲長島線運行費補助金等でございます。高度情報化推進事業費は 1,183万 4,000円で庁舎内LAN及び施設間ネットワーク等の維持管理費、専用回線等使用料などに要する経費でございます。

47ページをご覧ください。第 7 目支所及び出張諸費は 3,019万 1,000円であります。臨時職員賃金は 5 名分で、969万 5,000円であります。紀伊長島総合支所管理事業費は 1,903万 2,000円で紀伊長島総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。第 8 目公平委員会費は 4 万 6,000円で公平委員会の運営に要する経費でございます。

48ページをご覧ください。第 9 目交通災害共済受託事業費は 180万円で交通災害共済見舞金でございます。第 10 目生活安全推進費は 598万 2,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業等に要する経費でございます。第 11 目一般訴訟費は 520万 4,000円あります。水道関係訴訟事業費で損害賠償請求事件に要する経費であります。主なものは弁護士の報酬費、旅費、訴訟にかかる意見書作成手数料などがございます。

49ページをご覧ください。第 12 目諸費は 653万 4,000円で町税過誤納付による歳出還付金などがございます。

50ページをご覧ください。第 2 項町税费、第 1 目税務総務費は 1億 1,401万 7,000円あります。税務一般事務事業費は 3,581万 2,000円で、主な経費は固定資産税評価替え業務、国税連携対応業務委託料等の町税賦課業務に要する経費でございます。

51ページをご覧ください。第 2 目賦課徴収費は 679万 4,000円で町税の賦課徴収に要する経費でございます。

52ページをご覧ください。第 3 項、第 1 目戸籍住民基本台帳費は 6,751万 5,000円で、臨時職員 2 名分賃金 373万 3,000円、戸籍電算管理事業費 862万円などがございます。

54ページをご覧ください。第 4 項選挙費、第 1 目選挙管理委員会費は 720万 1,000円であ

ります。第4目町議会議員選挙費は1,279万8,000円で、任期満了が平成22年11月30日となっています。町議会議員の選挙執行に要する経費でございます。

55ページをご覧ください。第7目参議院議員選挙費は1,588万4,000円で、任期満了が平成22年7月25日の選挙執行にかかる経費でございます。第9目知事選挙費は517万1,000円で、任期満了が平成23年4月20日の選挙執行にかかる経費でございます。第10目県議会議員選挙費は318万6,000円で、任期満了が平成23年4月29日の選挙執行にかかる経費でございます。

58ページをご覧ください。第5項統計調査費、第1目統計調査総務費は9,000円でございます。第2目指定統計費は995万4,000円で国勢調査等指定統計調査の受託事業費でございます。

59ページをご覧ください。第6項、第1目監査委員費は73万円でございます。

60ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は6億373万8,000円であります。国民健康保険事業特別会計繰出金は1億7,360万円で一般会計からの繰出金でございます。繰出金の内容としましては保険基盤安定分、職員給与費等の一般財源化分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金等の繰り出しであります。紀北町社会福祉協議会助成事業費は3,445万3,000円で、紀北町社会福祉協議会への補助金でございます。紀北広域連合運営費は3億1,293万9,000円で、紀北広域連合への負担金等でございます。

61ページをご覧ください。第3目身体障害者福祉費は3億1,409万2,000円でございます。心身障害者医療費助成事業費は6,500万円で、心身障がい者等への医療費助成であります。障害者地域生活支援事業費は1,354万5,000円で、障がい者及び障がい児がその適正に応じ地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費でございます。障害者介護訓練等給付事業費は2億1,447万円で、障がい者及び障がい児に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

62ページをご覧ください。第4目国民年金事務費は1,500万2,000円であります。

63ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は4億7,820万7,000円あります。老人福祉特別対策事業費町単分は897万円で、高齢者福祉大会等社会福祉協議会への委託料及び寝たきり老人等福祉保健手当等の経費でございます。配食サービス事業費は873万6,000円で、高齢者に栄養バランスのとれた夕食を提供し、あわせて安否確認を行うための経費でございます。老人福祉施設措置事業費は2,983万8,000円で、町外の養

護老人ホーム入所者の措置に要する経費でございます。地域支援事業介護予防費は 2,378万 5,000円で、高齢者が介護状態に陥ることなく健康に生活がおくれるように支援するための経費でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金は 3億 5,405万 4,000円で、療養給付費町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を繰り出すものでございます。

64ページ、介護基盤緊急整備等特別対策事業費 2,625万円、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業費 1,080万円は認知症対応型グループホーム新規整備に対する助成でございます。第 2 目養護老人ホーム費は 9,926万 2,000円であります。臨時職員 6 名分賃金は 1,319万 9,000円であります。老人ホーム管理運営事業費は 4,593万 4,000円でスプリンクラー設置工事費など老人ホーム赤羽寮養護分に要する経費でございます。

66ページをご覧ください。第 3 目介護保険費は 62万円でございます。

67ページをご覧ください。第 3 項児童福祉費、第 1 目児童福祉費総務費は 2,267万 6,000円であります。子育て支援センター設置事業費は 1,302万 4,000円で子育て支援センターは相賀幼稚園、ひかり保育園、加藤小児科等に設置されています。放課後児童クラブ対策事業費は 965万 2,000円で放課後の児童対策としまして、本年度から新たに取り組むものでございます。第 2 目保育所費は 3億 7,061万 6,000円であります。臨時職員賃金は 2 名分で 425万円あります。私立保育所保育対策事業費は 1,433万 5,000円で、私立保育所の保育対策に要する経費でございます。児童保育事業費は 3億 3,715万 6,000円で、保育所児童保育の実施に要する経費であります。町内には私立保育所が 7 園あります。

68ページをご覧ください。第 3 目児童措置費は 3億 7,128万 7,000円で子ども手当等支給に要する経費でございます。国の施策により本年度から対象者と額が拡大されています。第 4 目母子福祉費は 3,247万 3,000円あります。一人親家庭等医療費助成事業費は 1,460万円あります。乳幼児医療費助成事業費は 1,787万 3,000円で、本年度から義務教育就学前までの乳幼児に対する医療費助成に加え、入院医療費に限り対象を小学校の卒業まで拡大するものでございます。

69ページをご覧ください。第 5 目へき地保育所費は 3万 9,000円あります。

70ページをご覧ください。第 4 項、第 1 目災害救助費は 1億 1,102万 9,000円で災害援護資金償還事業費であります。災害援護資金利子補給金補助金は 462万 1,000円あります。償還金は 4,997万 3,000円で県への償還金であります。災害援護資金償還事業基金への積立金が 5,625万 7,000円となっております。

71ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 目保健衛生総務費は 1

億 1,932万 1,000円であります。臨時職員賃金は6名分で1,295万 1,000円であります。地域保健共通事業費は1,811万 5,000円で保健衛生全般にかかる経費でございます。主なものとして救急医療体制事業負担金1,716万 4,000円あります。

72ページをご覧ください。第2目予防費は5,001万 2,000円あります。予防接種事業費は2,035万 7,000円で予防接種法に基づく予防接種に要する経費であります。母子健診事業費は1,104万 8,000円で妊婦健診等の委託料などがございます。がん検診事業費は1,318万 8,000円で胃がん、乳がん、大腸がん等、がん検診に要する経費でございます。第3目環境衛生費は6,291万 2,000円あります。

73ページをご覧ください。火葬場及び霊柩車管理運営事業費は3,323万 2,000円あります。主な経費として海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金であります。浄化槽設置整備事業費は2,545万 2,000円で合併処理浄化槽設置整備補助金等がございます。

74ページをご覧ください。第4目環境保全費は38万 9,000円あります。

75ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は1億 6,502万 4,000円あります。臨時職員2名分の賃金381万 2,000円あります。第2目塵芥処理費は3億 1,976万 1,000円あります。リサイクルセンター管理運営事業費は、2億 2,942万円あります。紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターの施設の管理運営費でございます。

2箇所の施設管理の主な経費として燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費が1億 6,103万円、RDF引き取り等委託料が3,600万円、施設の保守点検委託料1,580万円あります。ごみ収集処理事業費は4,422万 7,000円で、町内のごみ収集に要する経費であります。主な経費はごみ収集の委託料4,250万円あります。資源ごみリサイクル促進事業費は1,972万 9,000円で、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの改修及び処理に要する経費でございます。主な経費として臨時職員の賃金989万 4,000円、及び資源ごみ回収車購入費400万円でございます。

76ページの不燃物処理施設管理事業費は1,612万 4,000円で、主な経費として臨時職員の賃金169万 1,000円、及び作業用油圧ショベル購入費650万円あります。第3目し尿処理費は4,674万 9,000円で、し尿処理場の管理運営に要する経費でございます。主な経費として燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費4,201万 6,000円でございます。

78ページをご覧ください。第3項上水道費、第1目上水道施設費は4,500万 2,000円あります。簡易水道事業繰出金は4,464万 9,000円あります。繰り出し基準に基づく一般会計からの水道事業会計への繰出金でございます。

79ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は、690万2,000円であります。第2目農業総務費は4,714万2,000円であります。農政総合企画事業費は1,055万7,000円で農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に東紀州農業共済事務組合負担金988万7,000円でございます。

80ページの中山間地域総合整備事業費は1,137万5,000円で、県営中山間地域総合整備事業費に対する負担金でございます。事業内容としましては農業用排水施設整備などの農業基盤整備を行うものでございます。

81ページをご覧ください。第3目農業振興費は111万7,000円あります。第5目農地費は4,851万7,000円あります。海岸環境整備事業費は794万7,000円、一般土地改良事業費は1,120万3,000円、農地防災事業費は651万3,000円、農林業施設維持管理事業としての緊急雇用創出事業費1,587万9,000円などがございます。

83ページをご覧ください。第3項林業費、第1目林業総務費は3,044万1,000円あります。第2目林業振興費は1,318万2,000円あります。森林整備地域活動支援交付金事業費600万1,000円、木造住宅新築促進奨励金交付事業費325万5,000円などがございます。

84ページをご覧ください。第3目林業施設費は1億6,435万1,000円あります。中核作業道の整備費助成などの森林整備加速化・林業再生基金事業費は1億1,250万円、36年生以上の高齢林の間伐にかかる助成として、美しい森づくり基盤整備交付金2,936万3,000円、高齢林整備間伐促進事業費は2,055万4,000円あります。第4目町有林造成事業費は6,158万5,000円あります。町有林造成事業費は4,780万5,000円で町有林の保育、管理などに要する経費でございます。

85ページをご覧ください。第5目分収造林費は267万7,000円あります。87ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は1,891万1,000円あります。水産総合企画事業費、島勝漁村センター管理事業費などがございます。

88ページをご覧ください。第2目水産業振興費は3,123万2,000円あります。外国人漁業研修生受け入れ対策事業費は887万6,000円で、インドネシア漁業研修生受け入れに要する経費でございます。紀伊長島区は第13期生9名、第14期生12名であります。海山区では第9期生2名、第10期生2名であります。漁業経営構造改善事業費は800万円、水産資源増殖事業費は413万4,000円あります。三重外湾漁協助成事業費は320万2,000円で外湾地区12漁協の合併に伴う支援経費でございます。第3目漁港管理費は227万6,000円で漁港管理事業費でございます。

89ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は6,042万5,000円です。臨時職員3名分賃金は611万円です。

90ページをご覧ください。第2目商工業振興費は2,748万8,000円です。中小企業指導育成事業費は1,162万円で小規模経営改善普及事業費補助金で商工会への補助金です。第3目観光費は1億1,393万5,000円です。観光活性化対策事業費は1,787万6,000円で、主なものとして燈籠まつりの助成金、大白まつりの補助金、紀北町観光協会補助金、三重紀北町年末港市補助金など観光関係補助金です。温泉施設管理費は2,528万8,000円で古里温泉管理運営に要する経費です。

91ページの紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費は2,743万3,000円で、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、施設管理委託料が2,500万円です。体験型イベント交流施設維持管理事業費は537万1,000円で、旧桂城中学校を利用した交流施設の維持管理に要する経費です。ふるさと雇用再生特別基金事業費は2,740万1,000円で国の雇用対策に伴う事業でありまして、地域観光コーディネーター、観光インストラクター雇用事業など紀北町観光協会へ委託し実施するものです。

92ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は、1億1,478万1,000円です。土木事業推進及び管理関係事業費などです。

94ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は1,474万7,000円です。第2目道路橋りょう維持費は3,524万9,000円です。臨時職員賃金は544万9,000円で2名分です。町道道路維持補修事業費は952万1,000円で町道の維持補修に要する経費です。交通安全対策事業費は1,052万円で町道の交通安全対策に要する経費です。江の浦橋管理委託事業費は775万9,000円です。

95ページをご覧ください。第3目道路橋りょう新設改良費は1億4,690万円です。町道道路改良事業費町単分は1億1,152万円で、町単独の道路改良事業費に要する経費です。下排水路整備事業費は158万円です。町道道路改良事業費舗装は2,100万円で町道の舗装工事に要する経費です。町道古里江の浦線等改良事業費は1,250万円です。

96ページをご覧ください。第3項河川費、第1目河川総務費は523万2,000円です。海岸環境清掃業務委託事業費などです。第2目河川施設費は80万円で河川改修及び維持補修事業費です。第3目砂防費は150万円で急傾斜地崩壊対策事業費の負担金です。

97ページをご覧ください。第4項港湾費、第1目港湾管理費は807万6,000円で港湾環境清掃業務委託事業費などがございます。

98ページをご覧ください。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は868万9,000円です。第2目公園費は2,427万円です。県営公園事業負担金は2,320万円です。熊野灘レク都市公園事業等の町負担金です。第4目高速道路関連費は14万円です。

99ページをご覧ください。第6項住宅費、第1目住宅管理費は1,395万8,000円です。町営住宅管理事業費は649万5,000円で町営住宅の維持管理にかかる経費です。

100ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目常備消防費は4億6,727万円です。三重紀北消防組合負担金です。第2目非常備消防費は3,734万円です。消防団出動事業費は880万円です。出動時の報酬です。消防団活動事業費は227万4,000円で消防団活動に要する経費です。消防団員活動事業費は2,189万2,000円で消防団員の報償費、退職報償掛金などに要する経費です。消防操法大会出場事業費は、301万8,000円で鈴鹿市で行われます三重県消防操法大会の参加に要する経費です。第3目消防施設費は2,788万2,000円です。消防機械器具整備管理事業費は1,061万円です。消防団車両小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費です。

101ページをご覧ください。消防施設機械器具整備事業費は1,624万8,000円です。主なものとして古里地区の消防団詰所新築事業費、及び小型動力ポンプ付積載車の購入に要する経費です。第4目水防費は896万2,000円で河川海岸水防対策事業費です。第5目災害対策費は2,570万2,000円です。防災行政無線管理事業費は、1,155万4,000円です。

102ページの地震津波災害避難路等整備事業費は567万9,000円です。主なものとして引本北町津波避難階段設置工事費等です。

103ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費は67万7,000円で教育委員会運営事業費です。第2目事務局費は7,451万8,000円です。臨時職員賃金5名分986万7,000円と、教育委員会事務局運営事業費及び児童生徒スクールバス運行事業費などです。

104ページをご覧ください。第3目教育振興費は207万7,000円です。第4目奨学費は873万6,000円で奨学金の貸与事業費です。

105ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は5億8,388万5,000円です。臨時職員賃金は11名分で2,126万円です。小学校管理運営事業費は5,2

15万 3,000円で小学校11校分の維持管理に要する経費でございます。特別支援学級児童介助教員設置事業費は 1,199万 9,000円で介護教員配置に要する経費でございます。ALT事業費は 845万 1,000円で児童生徒の外国人講師による英語学習に要する経費でございます。小学校施設耐震補強事業費は 4億 8,350万円で、東小学校ほか学校校舎の耐震補強事業費でございます。

106ページをご覧ください。第2目教育振興費は 2,395万 3,000円であります。小学校教育活動振興助成事業費は 1,286万 4,000円で小学校の教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断等に要する経費でございます。要保護及び準要保護児童就学援助事業費は 850万円で本年度より給食費について全額援助を見込んでいます。第3目学校建設費は 3億 7,265万 8,000円で相賀小学校校舎改築に伴う事業費でございます。

107ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費は 5,363万 8,000円あります。臨時職員賃金は 4名分で 775万円であります。中学校管理運営事業費は、2,628万 8,000円で中学校4校分の維持管理に要する経費でございます。特別支援学級生徒介助教員設置事業費は 853万円で介護教員配置に要する経費でございます。中学校教育コンピュータ整備事業は 557万円で教育用コンピュータ維持管理に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。第2目教育振興費は 1,853万 5,000円あります。中学校教育活動振興助成事業費は 949万 7,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒・教員健康診断等に要する経費でございます。要保護及び準要保護生徒就学援助事業費は 750万円で、本年度より給食費について全額援助を見込んだものでございます。第3目学校建設費は 2,657万 1,000円で紀北中学校の校舎改築事業費で改築に伴う実施設計委託料などがございます。

109ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は 1億 1,216万 7,000円あります。臨時職員賃金は 6名分で、1,262万 2,000円あります。幼稚園管理運営事業費は 1,331万 3,000円で幼稚園3園の管理運営に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は 8,673万 6,000円あります。臨時職員賃金は 12名分で 2,358万 7,000円あります。社会教育活動助成事業費は 238万 3,000円あります。文化振興事業費は 349万 4,000円あります。若者センター管理事業費は 509万 2,000円あります。放課後子ども教室推進事業費は 297万円あります。

112ページをご覧ください。第2目公民館費は 2,844万 3,000円あります。紀伊長島区

公民館管理運営事業費は 1,476万 3,000円で、東長島公民館を含め公民館 7 館の管理運営に要する経費でございます。海山区公民館管理運営事業費は 1,368万円で、海山公民館を含め公民館 5 館の管理運営に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。第 3 目郷土資料館費は 309万 7,000円で、郷土資料館 2 館の管理運営に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。第 4 目文化財調査費は 684万 6,000円で文化財保護事業費、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費などがございます。

115ページをご覧ください。第 6 項保健体育費、第 1 目保健体育費総務費は 436万 1,000円で、社会体育団体活動費等助成事業費などがございます。第 2 目給食施設費は 1 億 652万 2,000円であります。臨時職員賃金は給食センター調理員12名分 2,401万円であります。学校給食センター管理運営事業費は 1,780万 9,000円で、海山区の小中学校幼稚園の給食に要する経費でございます。給食施設管理運営事業は 4,087万 3,000円で、紀伊長島区の小中学校幼稚園の給食に要する経費でございます。

116ページをご覧ください。第 3 目体育施設費は 1,119万 5,000円で、体育施設等の管理運営に要する経費でございます。

119ページをご覧ください。第11款、第 1 項公債費、第 1 目元金は12億 2,296万 2,000円で長期債償還元金でございます。第 2 目利子は 1 億 7,386万 9,000円で長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

第14款予備費は 1,000万円でございます。

121ページから 124ページまでは債務負担行為に関する調書でございます。

125ページ、126ページは地方債に関する調書でございます。

それでは 126ページの地方債の合計欄をご覧ください。地方債残高は平成20年度末前々年度末の現在高の欄であります。122億 6,778万 5,000円です。平成21年度末では、119億 5,833万 9,000円となる見込みです。平成22年度中に17億 4,300万円を借り入れし、12億 7,293万 5,000円を償還いたします。その結果、平成22年度末では 124億 2,840万 4,000円となる見込みでございます。

それでは次に 127ページの給与費明細書をご覧ください。町長、副町長の給料はそれぞれ 72万円、57万円で予算計上いたしました。給料の年間所要額は 1,548万円、期末手当は 588万 9,000円で、共済費は 336万 7,000円、合計しますと 2,473万 6,000円でございます。

町議会議員は20人で報酬が 4,839万 2,000円、期末手当 1,533万 9,000円、共済費 798万

6,000円、合計しますと 7,171万 7,000円であります。

その他の特別職は教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等で人数は 1,095人で、報酬は 5,433万円であります。

次に 128ページをご覧ください。一般職の職員数は 185人で、前年度に比較しまして 8人の減数であります。給料は 7億 2,036万 4,000円、職員手当は 3億 8,219万 6,000円で、合計した給与費としまして 11億 256万円あります。共済費が 2億 3,825万 2,000円で、給与費、共済費を合計しますと 13億 4,081万 2,000円あります。前年度は給与費と共済費を合計しますと 14億 2,365万 6,000円でありました。前年度と比較しますと 8,284万 4,000円の減額であります。その要因としましては平成21年度の人事院勧告による減額と、職員の短縮による減額でございます。

以上で、平成22年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

北村博司議長

ここで10分間休憩いたします。

(午後 2時 15分)

北村博司議長

では、休憩前に続いて会議を再開します。

(午後 2時 26分)

北村博司議長

次に、議案第21号から23号までの 3件についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億 2,695万 4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

その内容につきまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

第1款国民健康保険料、第1項国民健康保険料、第1目の一般被保険者国民健康保険料、第2目の退職被保険者等国民健康保険料につきましては、4億 1,801万 7,000円、4,235万 3,000円それぞれ計上しております。料率につきましては平成21年度と変わりなく据え置いております。

10ページをご覧ください。第3款の使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料、第1節の総務手数料1,000円は保険料納付証明等の手数料、第2目督促手数料、第1節督促手数料2万円は保険料督促にかかる手数料を計上しております。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目の療養給付費等国庫負担金では、それぞれの医療費に対する国の負担金3億 4,988万 7,000円を計上しております。第2目の高額医療

費共同事業負担金では、レセプト1件80万円を超えるものについて県下の市町の財政安定を図るため国保連合会において共同事業を行っておりますが、この抛出見込み額に対する国の負担金 993万 6,000円を計上しております。第3目特定健康診査等負担金では、特定健康診査にかかる国の基準単価による負担金 401万 2,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では、普通調整交付金1億 9,886万 6,000円、特別調整交付金 3,800万円、あわせて2億 3,686万 6,000円計上しております。第3目出産育児一時金補助金では、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置ではございますが、この期間に産科医療補償制度に加入している病院などで出産した場合の出産育児一時金として、4万円引き上げられて42万円となっておりますが、この引き上げ額4万円の2分の1が補助されますので、出産見込み件数から算出して42万円を計上しております。ちなみに平成22年度は21件の出産件数を見込んでおります。

第5款の療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、第1目の療養給付費交付金では、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金 6,500万円を計上しております。

第6款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金、第1目の前期高齢者交付金では、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で6億 9,857万 3,000円計上しております。

12ページをご覧ください。第7款県支出金、第1項県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金では、国の負担金と同様に1件80万円を超えるレセプトにかかる国保連合会の共同事業で、抛出する額に対する県の負担金 934万 7,000円を計上しております。第2目の特定健康診査等負担金も国の負担と同様、特定健康診査にかかる基準単価の3分の1の負担率による負担金 401万 2,000円を計上しております。

13ページをご覧ください。第2項県補助金、第2目県財政調整交付金では、療養給付費等分、介護保険算入額、老人医療費抛出金分、後期高齢者医療支援金分、地域特別調整交付金から算出した 8,696万 7,000円を計上しております。

第8款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金では、レセプト1件80万円以上の高額医療費にかかる国保連合会からの交付金 2,423万 9,000円を計上しております。第2目の保険財政共同安定化事業交付金として2億 2,962万 5,000円計上しておりますが、レセプト1件30万円以上80万円未満の医療費にかかる支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で、抛出金を出

し合ってこれを原資にして支払いの状況に応じて各市町に交付されるものであります。

14ページをご覧ください。第9款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、国民健康保険財政調整基金積立金利子として1,000円を計上しております。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金では1億7,360万円計上しておりますが、一般会計からの法定分の繰り入れで、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分にかかるもの、職員給与費等繰入金などを繰り入れるものでございます。

15ページをご覧ください。第2項積立基金繰入金、第1目積立基金繰入金では、3,212万6,000円計上しておりますが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金分と、財政調整のため財政調整基金を一部取り崩して歳入に充てるものでございます。

第11款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、前年度繰越分として4,000万円計上しておりますが、平成21年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

16ページをご覧ください。第12款諸収入、第4項雑入、第3目一般被保険者第三者納付金100万円、第4目退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金にかかる納付金を計上しております。

第5目一般被保険者返納金、第6目退職被保険者等返納金では、診療報酬返納金としてそれぞれ1,000円計上しております。第7目の雑入では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金84万9,000円と、療養費等の支給にかかる国負担分として1,000円、あわせて85万円計上しております。

次に、歳出の説明をいたします。

17ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、職員人件費として6名分の給料等3,674万5,000円を計上しております。臨時職員賃金は事務補助員1名分の賃金193万9,000円を計上しております。一般事務事業では456万8,000円計上しておりますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務委託料等であります。

18ページをご覧ください。第2目連合会負担金では三重県国民健康保険団体連合会負担金として97万円計上しておりますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業にかかる負担金等であります。

19ページをご覧ください。第2項徴収費、第1目賦課徴収費では、保険料賦課徴収事業として661万6,000円計上しておりますが、保険料徴収にかかる管理人の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などであります。

20ページをご覧ください。第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、昨年と同額の15万円計上しておりますが、国民健康保険運営協議会運営事業として委員の報酬を計上しております。

21ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費では、療養給付費分13億7,093万7,000円、交通事故にかかる第三者納付金分100万円、あわせて13億7,193万7,000円を計上しております。第2目の退職被保険者等療養給付費では、療養給付費分4,313万9,000円と第三者行為分10万円、あわせて4,323万9,000円を計上しております。

第3目の一般被保険者療養費では、一般被保険者の療養費として1,949万2,000円を計上しております。第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費30万3,000円を計上しております。第5目審査支払手数料では、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料として497万6,000円計上しておりますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などであります。

22ページをご覧ください。第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費につきましても、医療費が高額になった場合の一部負担給付をするもので、それぞれ1億6,035万1,000円、1,124万1,000円を計上しております。第3目一般被保険者高額介護合算療養費として100万円計上しておりますが、療養保険分と介護保険分にかかる自己負担額を合算して決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に対する額を助成するものであります。第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、同様に30万円計上しております。

23ページをご覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は882万円計上しておりますが、21件分を見込んでおります。第2目の支払手数料につきましても、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して直接払いをするための経費として5,000円計上しております。

24ページをご覧ください。第5項葬祭諸費、第1目葬祭費では60件を見込んで300万円を計上しております。

25ページをご覧ください。第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金では3億1,404万7,000円計上しておりますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。第2目の後期高齢者関係事務費拠出金3万8,000円につきましても、同様に運営事務費として支出

するものであります。

26ページをご覧ください。第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金では172万8,000円を計上しておりますが、65歳から74歳の前期高齢者にかかる医療費を社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金であります。第2目の前期高齢者関係事務費拠出金3万3,000円につきましても、前期高齢者にかかる社会保険診療報酬支払基金への納付金の徴収事務費として基金へ拠出するものであります。

27ページをご覧ください。第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金では71万1,000円計上しておりますが、老人保健医療費の対象者に対する療養給付費の共同事業への拠出金で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。第2目老人保健事務費拠出1,000円も、同様に社会保険診療報酬支払基金へ老人保健医療費拠出金の徴収事務費として基金へ拠出するものであります。

28ページをご覧ください。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目の介護納付金は介護給付費納付金として8,601万3,000円計上しておりますが、介護保険の第2号被保険者にかかる割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

29ページをご覧ください。第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金では3,739万円計上しておりますが、レセプト1件80万円以上の高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会から割り当てられた額を拠出するものであります。第2目の高額医療費共同事業事務費拠出金4,000円につきましても、この共同事業の事務費として拠出するものであります。

第3目その他共同事業事務費拠出金1,000円の計上は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の年金受給状況の割り出しを行うための経費を拠出するものであります。第4目の保険財政共同安定化事業拠出金では2億7,659万2,000円計上しておりますが、レセプト1件30万円以上80万円未満の支払いにあたり、財政運営の安定化を図るための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会へ割り当てられた額を拠出するものであります。第5目の保険財政共同安定化事業事務費拠出金4,000円の計上は、この共同事業運営のための事務費として拠出するものでございます。

30ページをご覧ください。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目の特定健康診査等事業費では、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等にかかる電算事務委託料、健診委託料などの経費として1,879万3,000円計上しております。

31ページをご覧ください。第2項保健事業費、第1目保健衛生普及費では400万3,000円計上しておりますが、国民健康保険保健事業の384万6,000円は、医療費通知にかかる経費、脳ドック検診委託料などの経費であり、また国保ヘルスアップ事業の15万7,000円は、生活習慣病の予防改善のための運動指導講座の経費等を計上しております。

なお、脳ドックの検診委託料ですが、前年度までは対象人数を50名として80万5,000円計上しておりましたが、新年度におきましては希望者も多いことから対象人数を10名増やして60名として、その必要経費96万6,000円を計上しております。

32ページをご覧ください。第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円の計上は、基金の利子積立利息でございます。

33ページをご覧ください。第10款公債費、第1項公債費、第1目利子では、一時借入金利子として24万3,000円を計上いたしております。

34ページをご覧ください。第11款諸支出金、第1項償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目退職被保険者等保険料還付金の20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金を計上しております。

35ページをご覧ください。第13款の予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

以上で、議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算

平成22年度紀北町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ389万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60

万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目医療費交付金184万2,000円計上しておりますが、医療給付費と医療費支給費にかかる社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第2目の審査支払手数料交付金計上額1万円は、三重県国民健康保険団体連合会でのレセプトの審査にかかる手数料につき交付されるものであります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目の医療費負担金では122万8,000円計上しておりますが、医療費の支払い見込み額の12分の4の負担割合により算出したものであります。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目県負担金30万6,000円の計上額につきましても、医療費支払い見込み額の12分の1の負担割合により算出したものであります。

7ページをご覧ください。第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金では51万2,000円計上しておりますが、医療費の支払いにかかる町の負担分と事務費を一般会計からそれぞれ繰り入れるものであります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では20万1,000円計上しておりますが、老人保健事業における電算共同処理委託料などの経費であります。

9ページをご覧ください。第2款医療諸費、第1項医療諸費、第1目の医療給付費の計上額327万4,000円は、平成20年3月以前の診療経費を見込んだものでございます。第2目の医療費支給費41万3,000円の計上額につきましても、平成20年3月以前の診療経費を見込んだ

だものであります。第3目の審査支払手数料1万円は、三重県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を計上したものであります。

以上で、議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算の説明を終わります。

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計の当初予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億397万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、その内容につきまして予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料、計上額1億166万9,000円、第2目普通徴収保険料、計上額4,775万2,000円は、後期高齢者にかかる保険料で、三重県後期高齢者医療広域連合は県内の医療費支給見込みから所得割を6.83%、被保険者均等割を3万6,800円と定め、これらにより算出したものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第2目督促手数料でございますが、保険料督促にかかる手数料として1,000円を計上しております。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金では2億8,470万2,000円計上しておりますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものであります。

7ページをご覧ください。第2目保険基盤安定繰入金の計上額6,935万2,000円につきましては、保険料軽減分にかかる繰入金を計上しております。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金では50万円計上しておりますが、平成21年度における保険料の過誤納等による三重県後期高齢者医療広域連合からの還付金を見込み計上しております。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。8ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では1,148万6,000円計上しておりますが、職員人件費として職員1名分の人件費907万2,000円、一般事務事業費では、後期高齢者電算システム保守委託料などの経費241万4,000円であります。

9ページをご覧ください。第2項徴収費、第1目徴収費では、保険料徴収事業として普通徴収にかかる保険料を徴収するための経費23万6,000円を計上しております。

10ページをご覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金の計上額4億9,175万4,000円は、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。第4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては50万円計上しておりますが、歳入と同様に平成21年度分の保険料の過誤納付等にかかる被保険者への還付金を見込んだものであります。

以上で、議案第23号 平成22年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第24号についての内容説明を求めます。

五味保健福祉課長。

五味啓福祉保健課長

議案第24号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成22年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,709万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明をいたします。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は1億6,759万7,000円であります。第1目居宅介護サービス費収入1,218万4,000円は、第1節短期入所生活介護費収入、ショートステイの収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が981万1,000円、利用者収入が237万3,000円であります。

第2目施設介護サービス費収入は1億5,541万3,000円でありまして、内容につきましては、第1節施設介護サービス費収入で、保険者収入が1億3,423万2,000円、利用者収入が2,118万1,000円であります。

続きまして7ページをお願いします。第5款繰入金、第1項基金繰入金につきましては、第1節紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金2,856万7,000円でありまして、スプリンクラー設置工事に充てるものでございます。

続きまして第7款諸収入、第1項受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。

第2項雑入につきましては3万3,000円でありまして、介護実習受入手数料などでありませぬ。

8ページをお願いします。第3項利用料減免補助金は90万円でありまして、利用者負担額の補助金であります。

続きまして歳出予算についてご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。第 1 款総務費、第 1 項施設管理費、第 1 目一般管理費は 1 億 8,905 万 4,000 円であります。内容につきましては職員人件費が正職員 15 名分で 8,741 万円、臨時職員賃金につきましては 17 名分で 4,129 万 3,000 円であります。

次に老人ホーム管理運営事業は 6,002 万 5,000 円でありまして、管理運営事業の主なものといたしましては、嘱託医報償費が 372 万円、消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が 2,169 万 7,000 円、介護事務処理支援システムの保守点検等の委託料が 343 万 1,000 円、寝具借入料などの使用料及び賃借料が 111 万 8,000 円、平成 24 年 3 月 31 日までに消防法で義務付けられておりますスプリンクラー設置工事費として 2,856 万 7,000 円あります。また利用者育成事業といたしまして、家族交流会、夏まつり、秋遠足等の執行経費等 32 万 6,000 円も含まれております。

続きまして 12 ページ、第 2 款サービス事業費、第 1 項居宅サービス事業費は 800 万円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして 14 ページにつきましては、第 4 款公債費につきましては、一時借入金の利子 4 万 4,000 円あります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第 25 号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは、平成 22 年度紀北町水道事業会計予算を説明させていただきます。

予算書をよろしくをお願いいたします。

議案第 25 号 平成 22 年度紀北町水道事業会計予算書、1 ページをお願いいたします。

(総則)

第 1 条 平成 22 年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 9,530 戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 265 万 8,372 m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 7,283 m ³ |
| (4) | 主な建設改良事業 | 古里・道瀬簡易水道統合整備事業 1 億 7,710 万 8,000 円 |

此ヶ野地区配水管布設替工事	1,550万円
中里地区配水管布設替工事	1,523万8,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款	水道事業収益	4億642万1,000円	
		第1項	営業収益	2億7,655万1,000円
		第2項	営業外収益	123万4,000円
		第3項	簡易水道営業収益	1億1,431万2,000円
		第4項	簡易水道営業外収益	1,432万4,000円
支出	第1款	水道事業費用	3億8,421万9,000円	
		第1項	営業費用	2億2,208万1,000円
		第2項	営業外費用	2,913万1,000円
		第3項	簡易水道営業費用	1億531万8,000円
		第4項	簡易水道営業外費用	2,765万9,000円
		第5項	特別損失	3万円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,378万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入	第1款	資本的収入	2億2,786万1,000円	
		第1項	負担金	680万円
		第2項	補助金	6,946万1,000円
		第3項	企業債	1億5,160万円
支出	第1款	資本的支出	4億164万9,000円	
		第1項	建設改良費	2億4,361万5,000円
		第2項	企業債償還金	1億5,803万4,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は簡易水道事業債7,590万円、過疎対策事業債7,570万円、計1億

5,160万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,860万 8,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,500万 2,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成22年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、22ページの予算実施計画説明書で説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

まず収入ですが、第1款、第1項、第1目の給水収益は2億 7,433万 4,000円であります。

内容につきましては、紀伊長島区と海山区の上水道の使用料で、紀伊長島区は1億 7,775万 7,000円、海山区は 9,657万 7,000円を見込んでおります。

第2目その他営業収益は 221万 7,000円であります。主なものといたしましては、給水工事用材料売却収入40万 7,000円、上水道加入分担金31件を見込みまして 170万 1,000円でございます。

次に第2項、第1目の受取利息及び配当金は74万 9,000円で、これは定期預金の利息でござ

ございます。第2目雑収益は13万2,000円であります。主なものとしましては土地貸付料13万1,000円でございます。第3目の補助金は35万3,000円で、これは上水道企業債償還利子にかかる一般会計補助金であります。

23ページをお願いいたします。次に第3項、第1目の給水収益は1億1,340万2,000円あります。これは簡易水道の水道使用料で、紀伊長島区3,367万3,000円、海山区7,972万9,000円を見込んでおります。第2目その他営業収益は91万円で、主なものは簡易水道の加入分担金13件分の70万3,000円でございます。

次に第4項、第1目の補助金は1,432万4,000円あります。これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計補助金でございます。

24ページをお願いいたします。

次に支出でございます。第1款、第1項、第1目の原水及び浄水費は2,430万7,000円あります。内容につきましては、上水道の原水及び浄水設備の維持管理に要する費用を計上しております。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査委託料が350万円、水源地施設修繕代100万円、水源地及び浄水場の電気代1,800万円、薬品費110万円でございます。

第2目配水及び給水費は3,009万6,000円あります。内容につきましては、浄水施設のほか配水池、配水管、送水管の維持管理等に要する経費を計上しております。主なものとしましては、職員2名分の給与費1,568万8,000円のほか、25ページをお願いします。修繕料の600万円は量水器取替工事904戸分400万円と、給配水管等の修繕代200万円、動力費の290万円は加圧ポンプ所等の電気代でございます。

次に3目総係費は7,263万5,000円あります。内容につきましては、上水道の水道料金の調定、収納事務のほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしましては、水道水源保護審議会の委員報酬22万円、職員7名分の給与費5,403万9,000円、臨時職員2名分の賃金390万7,000円、委託料770万円のほか、賃借料は162万3,000円でございます。委託料の主なものは検針業務委託料367万7,000円、集金業務委託料99万6,000円、上水道料金システム業務委託料250万円などでございます。また賃借料の主なものは、水道給与会計及び固定資産システム電算機器使用料99万3,000円、光ファイリングシステム63万円などでございます。

第4目の減価償却費は9,167万1,000円あります。

第5目の資産減耗費は310万円でございます。

第6目のその他営業費用は27万 2,000円であります。これは指定工事店への給水装置工事に伴う材料売却に伴う売却原価でございます。

続いて、27ページをお願いいたします。第2項営業外費用の第1目の支払利息は 2,226万 6,000円で、主なものとしましては上水道の企業債利子償還金でございます。

第2目の消費税は 686万 4,000円でございます。

次に第3項の簡易水道営業費用1億 531万 8,000円につきましては、簡易水道事業にかかる経費であります。第1目原水及び浄水費は 2,010万円でございます。内容につきましては簡易水道の原水及び浄水施設の維持管理に要する経費を計上しております。主なものとしましては原水及び処理水の水質検査などの委託料 490万円、水源地の施設修繕費 200万円、水源地の電気代 1,200万円、薬品費59万円などでございます。

第2目の配水及び給水費は 1,239万 5,000円でございます。

28ページをお願いいたします。主なものとしましては、通信運搬費で11の回線の専用電話料金 152万 2,000円、修繕費 770万円は量水器 608器の取替工事費 206万 7,000円、配水管修繕代など 500万円と、その修繕用材料代 300万円などでございます。

次に第3目総係費は 1,174万 8,000円でございます。内容につきましては簡易水道の水道料金の計算、収納及び事務にかかる簡易水道全般の経費を計上しております。主なものとしましては、職員1名分の給与費 740万 2,000円のほか、委託料 290万円、委託料の主なものは検針業務委託料 157万 6,000円、集金業務委託料25万 2,000円、簡易水道料金システム業務委託料 107万円などでございます。

29ページですが、第4目減価償却費は 3,796万 2,000円でございます。

第5目資産減耗費は 2,300万円でございます。

第6目のその他営業費用は11万 3,000円でございます。これは指定工事店への材料売却に伴う売却原価でございます。

次に第4項簡易水道営業外費用、第1目の支払利息は 2,765万 9,000円で、これは簡易水道企業債利子償還金でございます。

第5項特別損失、第1目過年度損益修正損は3万円でございます。これは過誤納等による過年度分の水道料金の歳出還付金でございます。

30ページをお願いいたします。資本的収入支出でございます。

まず収入です。第1款、第1項、第1目の負担金は 680万円でございます。これは消火栓設置17箇所の一般会計からの工事負担金でございます。

次に第2項、第1目の補助金は6,946万1,000円で、これは簡易水道企業債償還元金にかかる一般会計補助金3,032万5,000円と、古里・道瀬簡易水道統合整備事業にかかる国庫補助金3,913万6,000円でございます。

次に第3項、第1目企業債は1億5,160万円で、これは古里・道瀬簡易水道統合整備事業分1億1,340万円、此ヶ野地区、中里地区、上里地区配水管の布設替工事分3,820万円でございます。

31ページをお願いいたします。

次に支出でございます。第1款、第1項、第1目上水道改良費は1,544万5,000円であります。内容につきましては職員1名分の給与費944万5,000円のほか、委託料200万円、工事請負費400万円であります。委託料は設計業務の委託料で、高速道路建設工事にかかる設計業務として200万円、工事請負費は上水道の支障移転など緊急工事用として400万円を計上しております。

第2目固定資産購入費は385万円であります。主なものとしましては上里浄水場送水流量計101万7,000円、赤羽簡易水道滅菌器150万円、紅ヶ平浄水場水位計73万3,000円などあります。

32ページをお願いいたします。第3目簡易水道改良費は2億2,432万円あります。これは委託料1,980万円、工事請負費2億452万円あります。委託料の主なものは、古里・道瀬簡易水道統合整備事業実施設計業務委託料168万円と、此ヶ野地区配水管布設替及び高速道路建設工事に伴う配水管支障移転工事にかかる実施設計業務委託料200万円と100万円あります。工事請負費は、本年度最終年度の古里・道瀬簡易水道統合整備事業に1億6,030万8,000円、此ヶ野地区配水管布設替工事に1,350万円、中里地区は1,523万8,000円、上里地区は995万1,000円、町道矢口里1号線改良工事に伴う配水管の支障移転工事に212万3,000円、ほか簡易水道配水管布設替支障移転工事に300万円を計上しております。

次に第2項、第1目の企業債償還金は1億5,803万4,000円で、上水道事業分が1億195万2,000円、簡易水道事業分が5,608万2,000円あります。

以上で、平成22年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

水道課長、委託料、これ168万円と読んだよ。1,680万円。

訂正願います。

村島成幸水道課長

失礼しました。1箇所ですね、金額を間違えて読みました。訂正させていただきます。お願いします。32ページの一番上の委託料 1,980万円のところなんですけども、古里・道瀬簡易水道統合整備事業実施設計業務委託料は 1,680万円でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案の質疑につきましては、第3日目、3月5日の本会議において行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑につきましては、会期第3日、3月5日の本会議で行うことに決定いたしました。

日程第32

北村博司議長

続きまして、日程第32 報告第1号 専決処分の報告について議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは1件の案件につきまして、ご報告をさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。平成21年10月21日午前9時45分ごろ、海山区相賀地内の町道本地汐ノ津呂線におきまして、職員が2トンダンプの公用車をスーパーマーケットの駐車場に方向転換しようとして後進させたところ、後方確認が不十分であったことから駐車場に設置されていた照明施設用のポールに衝突し、倒壊させてしまいました。

その後、平成22年1月15日に損害賠償額を19万2,000円として和解が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

今回の事故につきましては、物損事故であり損害を賠償することで和解することができましたが、これらの事故はいつ人身事故等、重大な事故となっても不思議ではないことを再認識し、今後、このような事故が発生することのないように努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。申し訳ございません。

北村博司議長

本件につきましては、議会の委任による専決処分であることから、基本的には質疑を行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について理解しがたい点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

発言される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

ないようですね。これで発言を打ち切り、報告第1号については聞き置くことといたします。近年よくこういう損害賠償の報告がございますけれども、十分理事者においてよく指導されるように。

日程第33

北村博司議長

次に、日程第33 陳情案件を議題といたします。

お手元に配布した陳情文書表のとおり、陳情2件をここに受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、配付させていただきました資料、陳情文書表により説明をさせていただきます。

平成22年3月紀北町議会定例会、平成22年3月3日、陳情文書表でございます。

陳情第1号、平成22年1月4日受付、民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情。陳情の趣旨としましては、民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらすものである。また、新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」ということにも反することである。よって、貴議会より、国に対して、民間保育所運営費の一般財源化については断固反対する意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情者の住所・氏名でございます、名古屋市熱田区沢下町9-7、全国福祉保育労働組合 東海地方本部 執行委員長 三富和歌子さんでございます、付託委員会につきましては、教育民生常任委員会でございます。

陳情第2号、平成22年1月4日受付、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情でございます、趣旨としまして、政府においては障害者自立支援法の撤廃方針を決め、「障がい者制度改革推進会議」を設置しましたが、新法制定は4年後といわれています。そして、一番の問題点である利用料の「応益負担」と報酬（運営費）の「日額払い方式」については、いまだ実現する方向性すら見えていません。国が新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのまま放置しておくのは矛盾があります。よって、貴議会より、国に対して、障害者の権利を保障するよう意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情者の住所・氏名でございます、先ほどと同様でございます、名古屋市熱田区沢下町9-7、全国福祉保育労働組合 東海地方本部 執行委員長 三富和歌子からでございます、教育民生常任委員会でございます。

北村博司議長

以上で、陳情案件の説明を終わります。

なお、受理した陳情につきましては、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することとなりますので、ご報告を申し上げます。

北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

どうもご苦勞様ございました。

(午後 3時 23分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年6月8日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 松永征也